

あさひまわり

(厚沢部町高齢者保健福祉計画及び厚沢部町介護保険事業計画)

= 第 4 期 =

平成21年3月

北海道 厚沢部町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	3
(1) 法令の根拠	3
(2) 背景	3
(3) 基本理念	3
2. 計画策定体制	4
(1) 策定体制	4
(2) 住民参加	5
3. 計画期間	5
4. 他の計画との関連	5
5. 計画の進行管理	5
第2章 厚沢部町の高齢者等の実態.....	7
1. 人口構造と世帯	9
(1) 人口構造と推移	9
(2) 世帯の推移	10
2. 要介護者の状況	11
(1) 要支援・要介護認定者数の推移.....	11
(2) 要介護者数の現況（平成20年度）.....	11
(3) 要介護認定申請件数と認定結果の推移.....	12
(4) 月別要介護者数の推移	13
(5) 要介護者の状況	14
(6) 介護分布の状況	16
(7) 介護分布の推移	17
(8) 要介護度別の居宅・施設の割合.....	18
3. 各年度における被保険者の推計.....	19
(1) 推計人口	19
(2) 介護認定者の推計	19
(3) 所得段階別推計	20
第3章 サービス提供の現状・課題.....	21
1. 施設介護サービス	23

2. 居宅介護サービス	25
3. 地域密着型サービス	33
4. 介護予防サービス	37
5. 介護予防、健康づくり、生きがい事業.....	46
6. 相談事業	53
7. 高齢者生活支援事業	54
8. 老人福祉施設関連サービス	60
9. 保健サービス	61

第4章 高齢者保健福祉計画の基本的な政策目標..... 67

1. 基本的目標	69
(1) 元気でいきいきと生活できること.....	69
(2) 安心して自分らしく生活できること.....	69
(3) 互いに認め合い、支えあって生活できること.....	69
2. 重点課題	70
(1) 介護予防の推進	70
(2) サービス基盤整備と質的充実.....	70
(3) 認知症高齢者への支援	71
(4) 地域ケア体制の構築	72
(5) 高齢者の積極的な社会参加.....	73

第5章 サービス提供の目標設定..... 75

1. 介護保険サービスの目標設定.....	77
(1) 65歳以上人口	77
(2) 要介護認定者数の推計	77
(3) 施設・居住系サービス利用者数.....	78
(4) 標準的居宅サービス受給対象者数.....	79
(5) 標準的居宅サービス受給者数.....	79
(6) 介護サービス等の量の見込み.....	79
2. 日常生活圏域・地域密着型サービスの設定.....	84
(1) 日常生活圏の設定	84
(2) 地域密着型サービスの設定.....	84
3. 目標達成のための方策	86
(1) 見込み量確保のための方策及び円滑なサービス提供のための事業.....	86
(2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・あっさぶ荘）の増床整備.....	86
(3) 地域密着型サービスの整備目標.....	87

4. 介護保険給付費の見込み	88
(1) 事業費総額	88
(2) 地域支援事業費	90
(3) 第1号被保険者保険料	91
(4) 第1号被保険者保険料の推計方法	93
(5) 第3期から第4期における介護保険料の変動	94
第6章 介護予防・保健・福祉サービス事業の整備	95
1. 介護予防事業	97
(1) 介護予防対策	97
(2) 保健福祉総合センター	98
2. 健康増進事業	99
(1) 健康増進事業	99
3. 高齢者生活支援事業	101
(1) 高齢者生活支援事業	101
第7章 高齢者保健福祉に関する体制の整備	105
1. 高齢者保健福祉サービス提供のための体制づくり	107
(1) 行政組織	107
(2) 高齢者情報の集約と活用体制	110
(3) サービスの点検と苦情処理	110
2. 地域との連携による支援体制づくり	112
(1) 社会福祉協議会	112
(2) 民生委員	113
(3) 住民組織	113
資 料 編	115
法令根拠	117
・老人福祉法	117
・介護保険法	118
・地方自治法	119
厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱	120
厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員名簿	122

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 法令の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定めるものです。

なお、従来の老人保健法に基づく老人保健計画は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律と改正され、法的には老人福祉計画と一体のものとして策定する義務はなくなりましたが、高齢者の健康の維持・増進を図る目的から、当町における本計画の名称は、高齢者保健福祉計画とします。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法117条の規定に基づき、厚沢部町が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。介護保険事業計画は5年を1期として、3年ごとに見直しをすることになっていましたが、保険料の財政均衡期間とのかねあいから第3期以降は3年を1期とすることになりました。

今回の制度見直しは、平成27年の高齢者介護の姿を前提に、第5期介護保険事業計画の最終年度にあたる平成26年度の目標を設定し、そこに至る中間段階の位置づけとして第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）を策定するものです。

※ 関係法令条文は資料編に掲載

(2) 背景

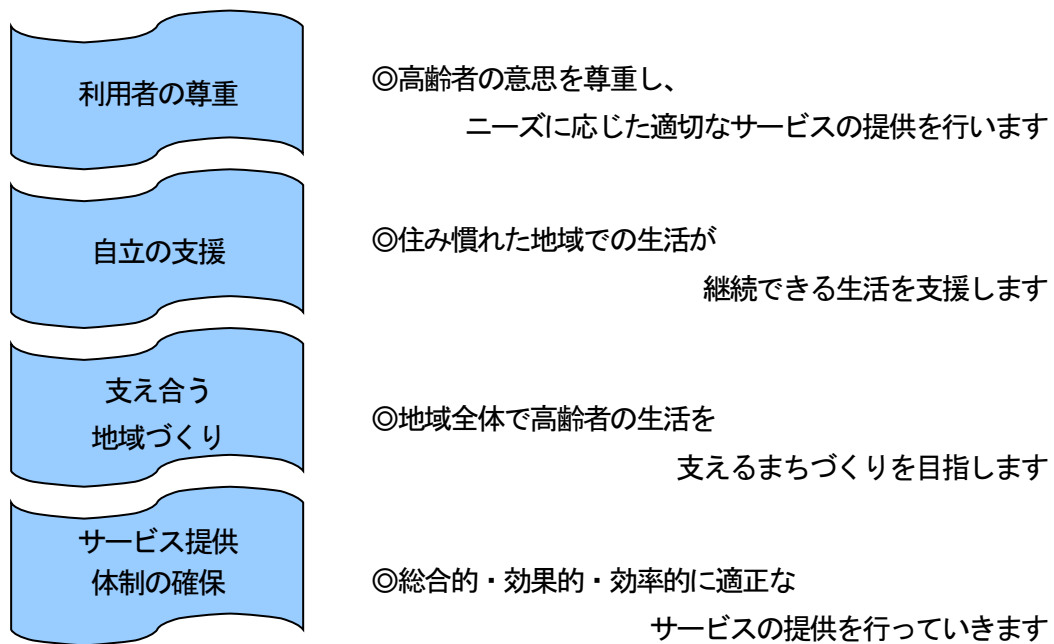
今後は、いわゆる「団塊の世代」の方々が65歳に到達することにより、高齢化が急速に進行し、これまでにない本格的な高齢社会を迎えています。それに伴い、介護を必要とする高齢者は急速に増加し、その程度も重度化、長期化することが予想されます。また、独居高齢者の増加、女性の社会進出により家族介護力は弱まってきており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」など、家族介護者に過重な負担が強いられ、介護に対する不安は老後の最大の不安要因となっています。

こうした背景のもと、高齢者の保健福祉サービスの着実な推進を図るとともに、介護に対する不安を解消するため、平成12年4月、介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が発足し、現在に至っています。

平成26年度に向けての方向は、「みんなが支える、明るく活力に満ちた高齢社会」を基本テーマに介護予防の推進・認知症ケアの推進・地域ケアの推進を展開して「活動的な85歳」の実現を目指すものです。

(3) 基本理念

これからの高齢社会を安心して迎えられるものとするため、また、当町の第4次町づくりのテーマ・スローガン「ポテト“夢”タウン あっさぶ」を実現するため、本計画では次の4点を基本理念とします。



2. 計画策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、その事務を適正かつ円滑に行うため、被保険者の代表を含む厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会の策定体制を整備しました。

○策定推進委員会

保健・医療・福祉に詳しい学識経験、関係団体の代表者、被保険者代表、保険医療関係者、福祉関係者、行政代表の委員 18 人で構成し、まちづくりの視点から諸問題をとらえ、広く町民の意見を 2 つの計画に反映させました。

(2) 住民参加

高齢化社会に加え、大きな社会変化が到来する現在において、21 世紀の夢のある高齢社会に対応した、「生涯にわたる健康的な生活の実現」、「生きがいのある充実した暮らしの実現」、「町民誰もが互いに助け合い、心のかよう、ふれあいのある地域の実現」を目指し、保健・医療・福祉をより総合的・実践的に創造するために、あらゆる世代、地域において、お互いに関わりと共生の意識を持ち、介護のみならず生活全般に渡るきめ細かな支援を受けられるよう「互いに支え合う地域づくり」の取り組みが必要です。

厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会の構成メンバーは、行政機関内部だけではなく、学識経験者、保健・医療・福祉ほか各関係団体委員をはじめ、住民代表の方々の参加を得て広く意見を聴取しました。

3. 計画期間

本計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき 3 年を 1 期とするもので、第 4 期目として平成 21 年度から平成 23 年度までの計画期間とします。

4. 他の計画との関連

平成 13 年度（2001 年）を基準年として、平成 22 年度（2010 年）を目標年度（最終年度）とする「第 4 次厚沢部町総合計画」に基づき、「ポテト“夢”タウン あっさぶ」をスローガンに掲げて高齢者の保健福祉政策等の推進を図っています。

このため、「第 4 次厚沢部町総合計画」を基本とし、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等と整合を図り策定しました。

5. 計画の進行管理

厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会における、計画の進捗状況の把握、評価を実施します。

第2章 厚沢部町の高齢者等の実態

1. 人口構造と世帯

平成2年以降、当町における高齢者数は着実に増加し、平成20年は人口総数4,724人で、平成2年と比較し伸率82.1%となっています。

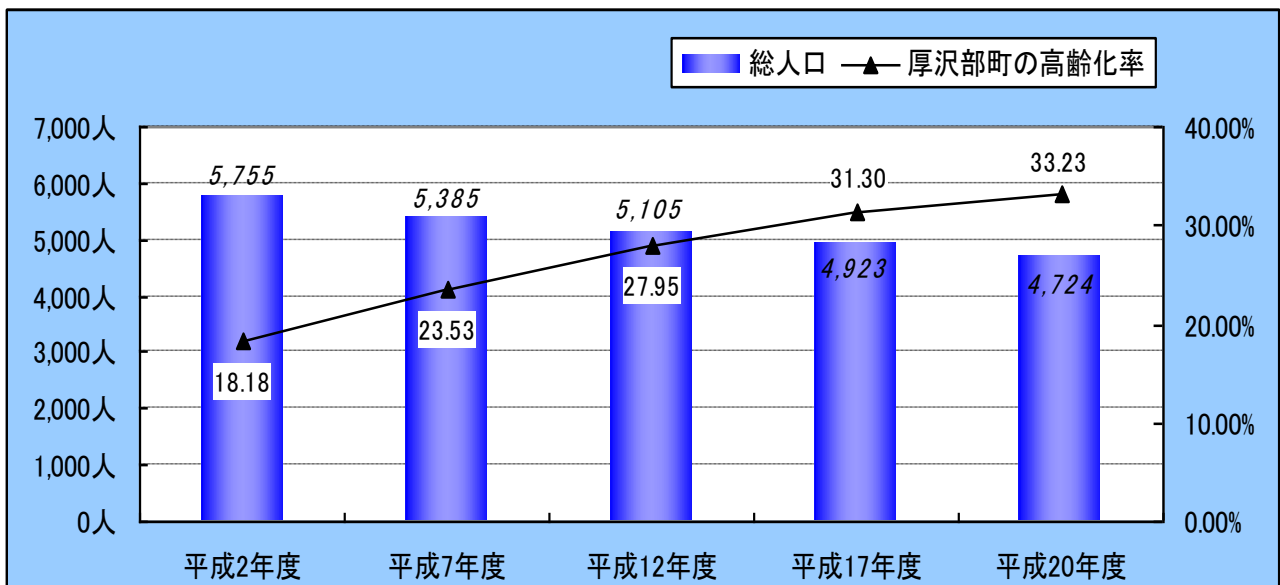
総人口に占める高齢者数の比率である高齢化率は33.23%と、ほぼ3.3人に1人が65歳以上の高齢者であり、その内、75歳以上の後期高齢者数が増加しています。

(1) 人口構造と推移

(単位：人、%)

区 分			平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成20年度
総 人 口 (A)			5,755	5,385	5,105	4,923	4,724
年 少 人 口		14歳以下	978	768	636	546	501
生産年齢人口		15～39歳	1,442	1,197	1,145	1,086	1,019
		40～64歳	2,289	2,153	1,897	1,750	1,634
		小計	3,731	3,350	3,042	2,836	2,653
人 高 齢 者	前期高齢者	65～74歳	671	793	832	768	746
	後期高齢者	75歳以上	375	474	595	773	824
	小 計 (B)		1,046	1,267	1,427	1,541	1,570
高齢化率 (B／A)			18.18	23.53	27.95	31.30	33.23

※国勢調査人口(平成20年度は8月末)

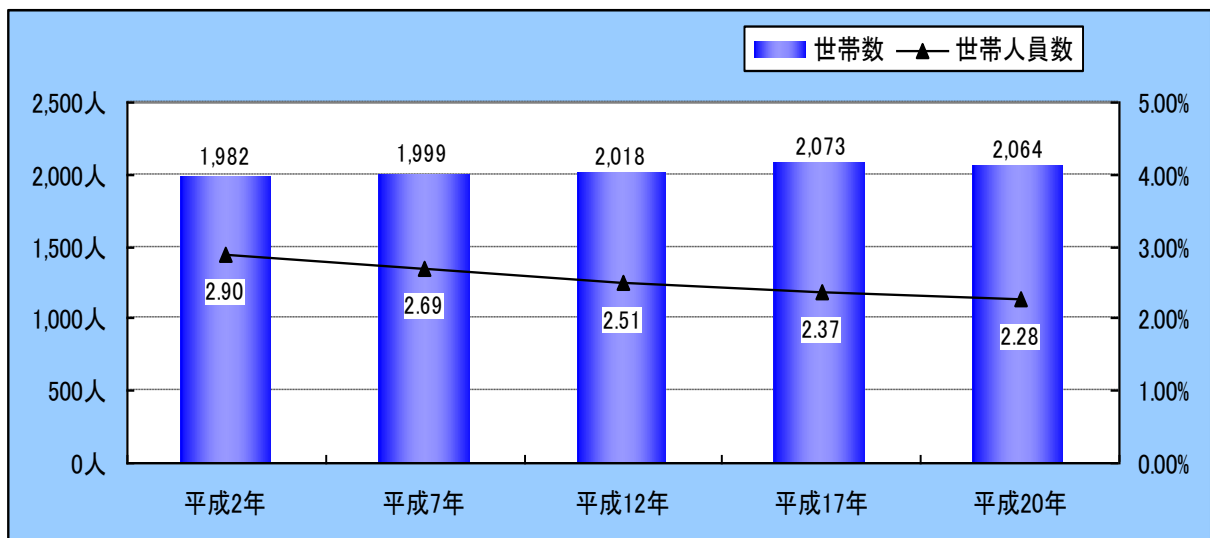


(2) 世帯の推移

世帯数は平成20年8月末時点で2,064世帯であり、一世帯あたりの人員は2.28人です。

世帯数は年により増減がみられますが、一世帯あたりの人員は年々減少しています。

世帯状況としては、高齢者のいる世帯は1,058世帯で、全体の51.3%を占めています。特に、高齢者単身世帯が361世帯、高齢者夫婦世帯が313世帯と多く、また、高齢者だけの世帯は、693世帯で全体の33.6%を占め、今後も増加する傾向にあります。



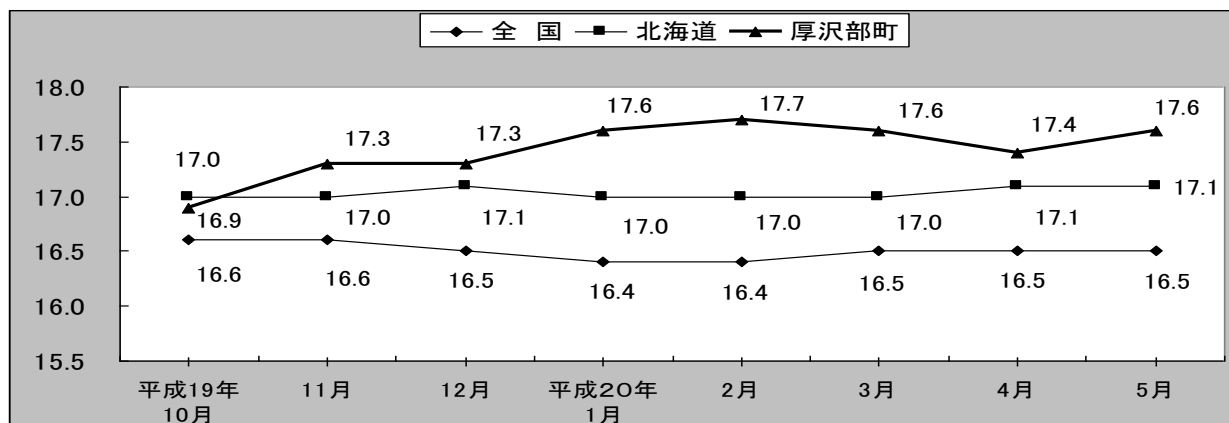
世帯数：国勢調査人口(平成20年度は8月末)

世帯人員数：高齢者状況調査

2. 要介護者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の高齢者人口に対する比率は、全国に対し高位に推移しています。



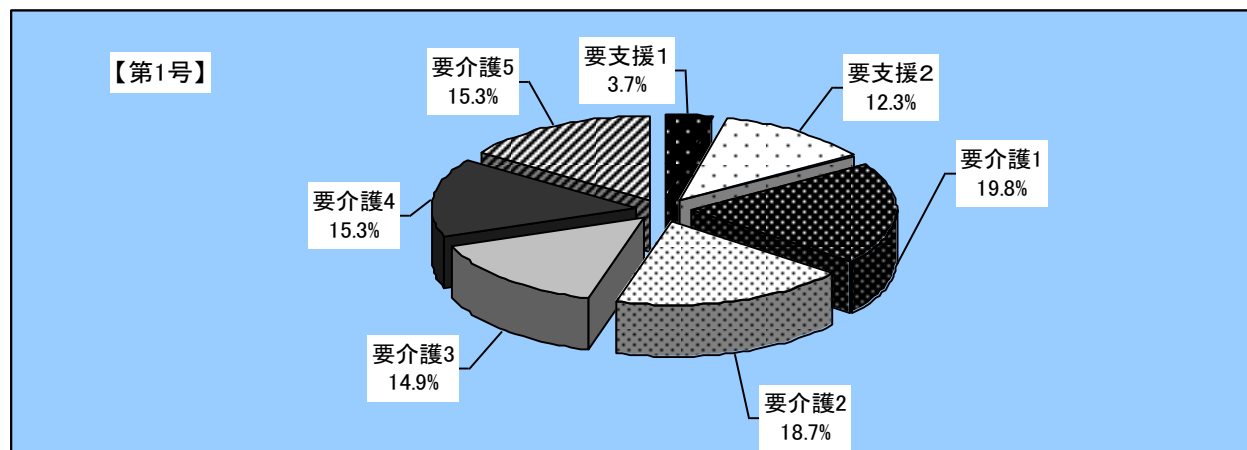
全国、北海道、厚沢部町：介護保険事業状況報告

(2) 要介護者数の現況（平成20年度）

第1号（65歳以上）、第2号被保険者ともに、軽度（要支援1～要介護2）の要介護者の割合が高くなっています。

（単位：人、％）

区 分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
利用者	第 1 号	10	33	53	50	40	41	41	268
		3. 7	12. 3	19. 8	18. 7	14. 9	15. 3	15. 3	100. 0
	第 2 号	0	2	4	3	1	1	2	13
		0. 0	15. 4	30. 8	23. 1	7. 7	7. 7	15. 3	100. 0
計		10	35	57	53	41	42	43	281



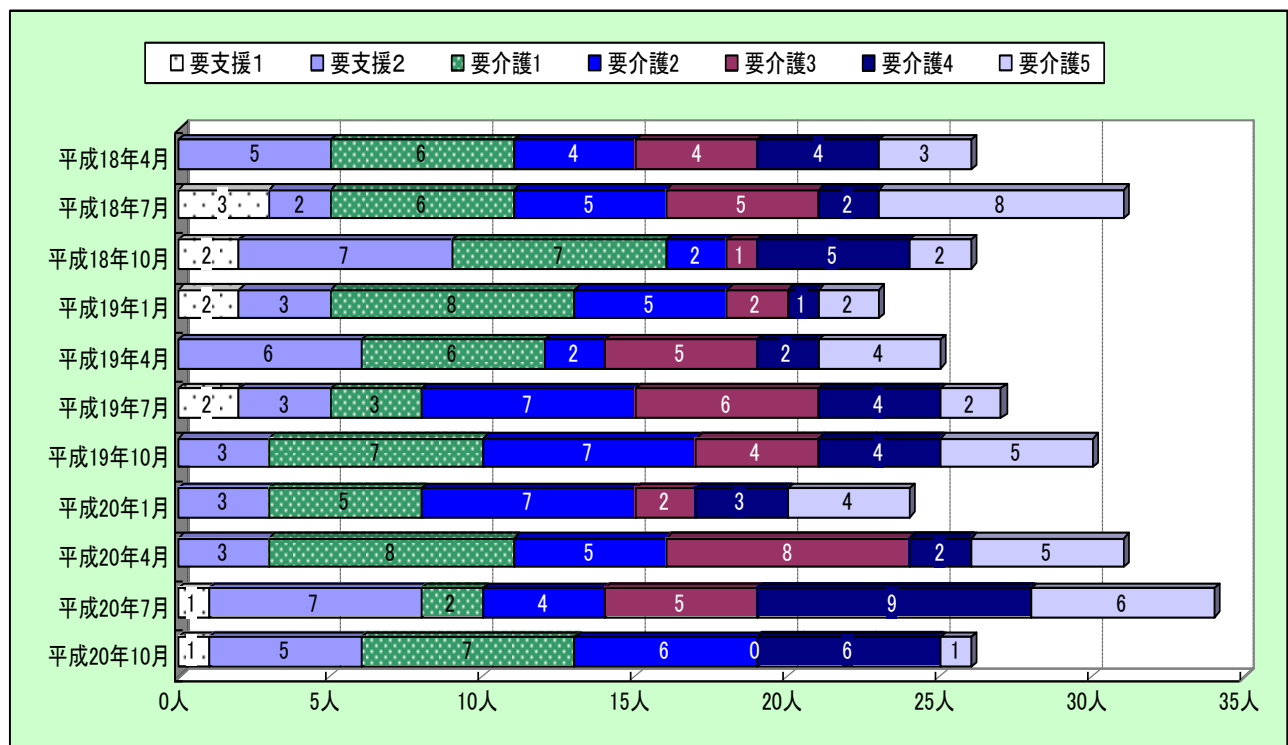
(3) 要介護認定申請件数と認定結果の推移

認定率は、申請件数通りほぼ 100.0%で推移しています。

要介護申請と認定結果の推移

(単位：件、%)

区 分	申請 件数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	認定率	取り下げ
平成18年4月	27	0	5	6	4	4	4	3	26	96.3	1
平成18年7月	35	3	2	6	5	5	2	8	31	88.6	4
平成18年10月	28	2	7	7	2	1	5	2	26	92.9	2
平成19年1月	24	2	3	8	5	2	1	2	23	95.8	1
平成19年4月	26	0	6	6	2	5	2	4	25	96.2	1
平成19年7月	27	2	3	3	7	6	4	2	27	100.0	0
平成19年10月	30	0	3	7	7	4	4	5	30	100.0	0
平成20年1月	24	0	3	5	7	2	3	4	24	100.0	0
平成20年4月	32	0	3	8	5	8	2	5	31	96.9	1
平成20年7月	34	1	7	2	4	5	9	6	34	100.0	0
平成20年10月	26	1	5	7	6	0	6	1	26	100.0	0
平均	28.5	1.0	4.3	5.9	4.9	3.8	3.8	3.8	27.5	97.0	7



(4) 月別要介護者数の推移

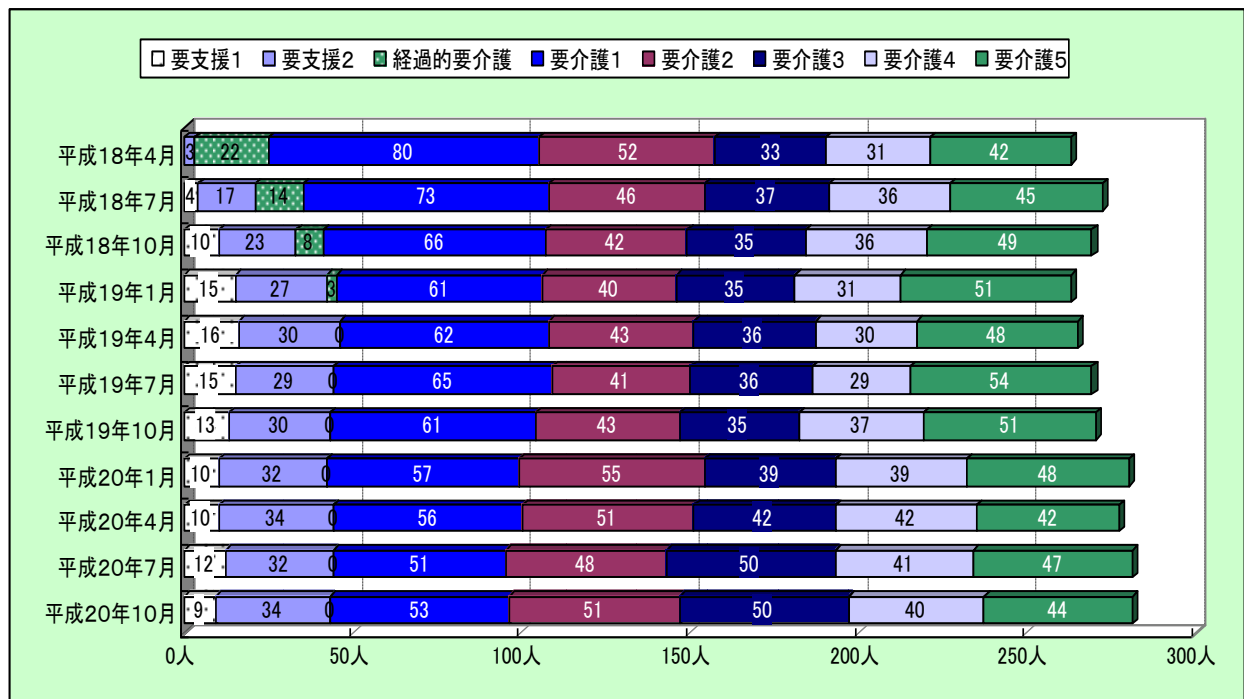
月別要介護者数は、徐々に増加しています。

要支援・要介護者数の推移

(単位：人)

区 分	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 18 年 4 月	0	3	22	80	52	33	31	42	263
平成 18 年 7 月	4	17	14	73	46	37	36	45	272
平成 18 年 10 月	10	23	8	66	42	35	36	49	269
平成 19 年 1 月	15	27	3	61	40	35	31	51	263
平成 19 年 4 月	16	30	0	62	43	36	30	48	265
平成 19 年 7 月	15	29	0	65	41	36	29	54	269
平成 19 年 10 月	13	30	0	61	43	35	37	51	270
平成 20 年 1 月	10	32	0	57	55	39	39	48	280
平成 20 年 4 月	10	34	0	56	51	42	42	42	277
平成 20 年 7 月	12	32	0	51	48	50	41	47	281
平成 20 年 10 月	9	34	0	53	51	50	40	44	281
平均	10.4	26.5	4.3	62.3	46.5	38.9	35.6	47.4	271.8

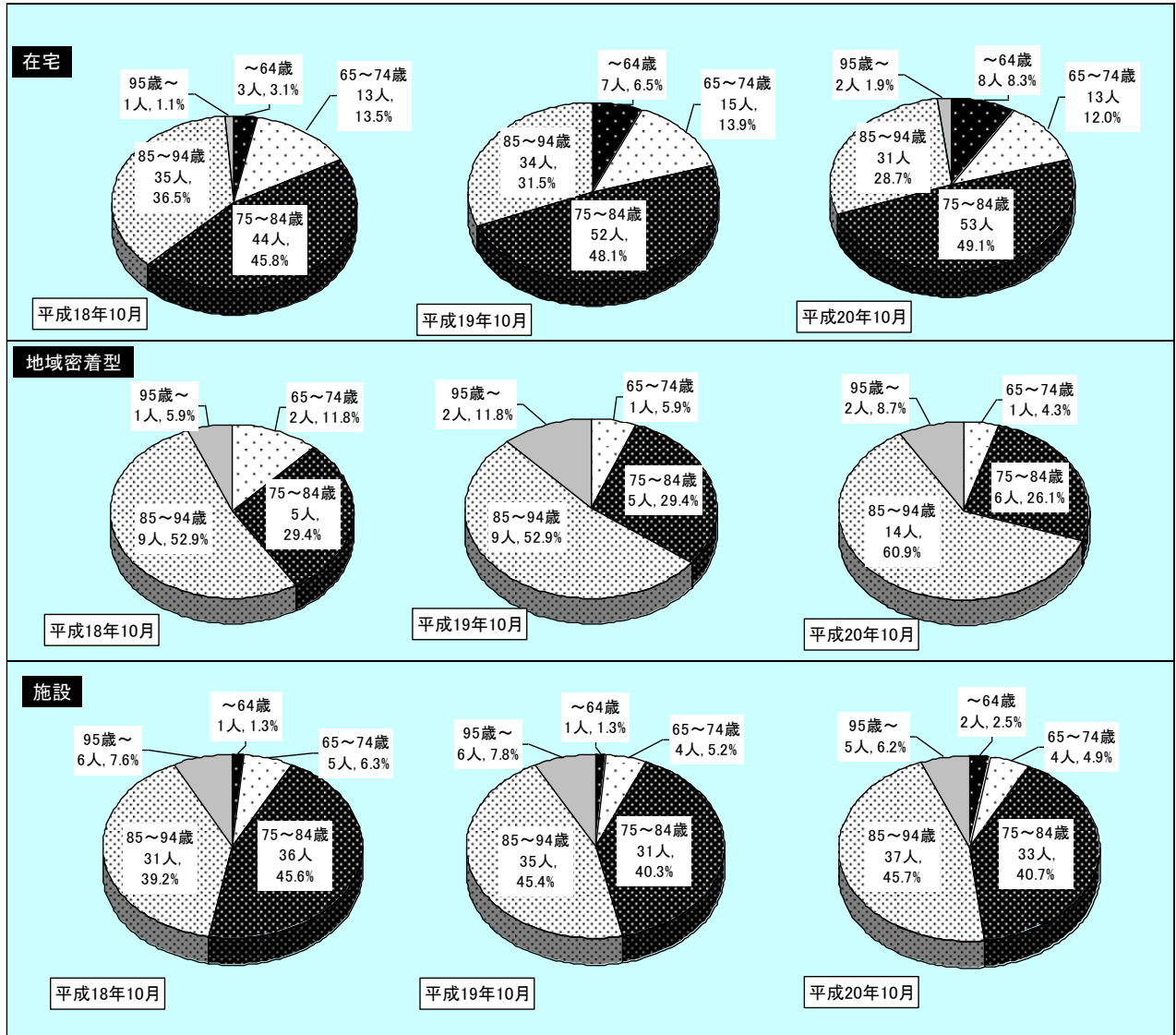
※経過的要介護とは平成 18 年 4 月から新たな認定区分によって、これまで「要支援」とされていた人が次の認定までに「経過的要介護」として一時的に設けられた認定区分です。



(5) 要介護者の状況

要介護者の状況について年齢構成では、在宅は「75～84 歳」、地域密着型・施設では「85～94 歳」の方が多く、性別では「女性」が多くなっています。

＜年齢構成＞

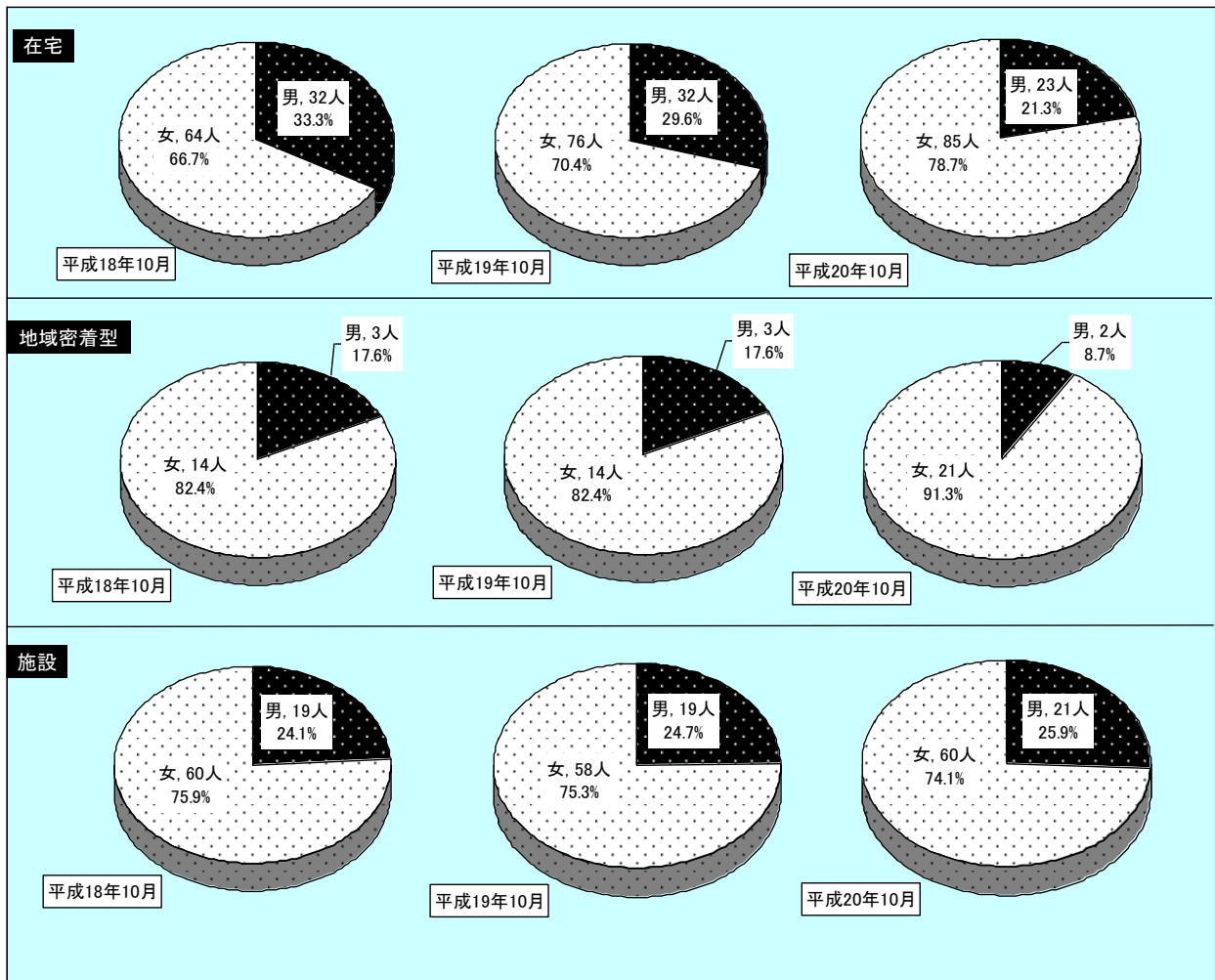


※地域密着型サービスとは

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中度以上の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により、新たに創設されたサービス体系です。

認知症対応型グループホームやケアハウスなどが対象となります。

〈性別〉



(6) 介護分布の状況

全国と比較し、「要介護5」の要介護者の比率が高くなっています。

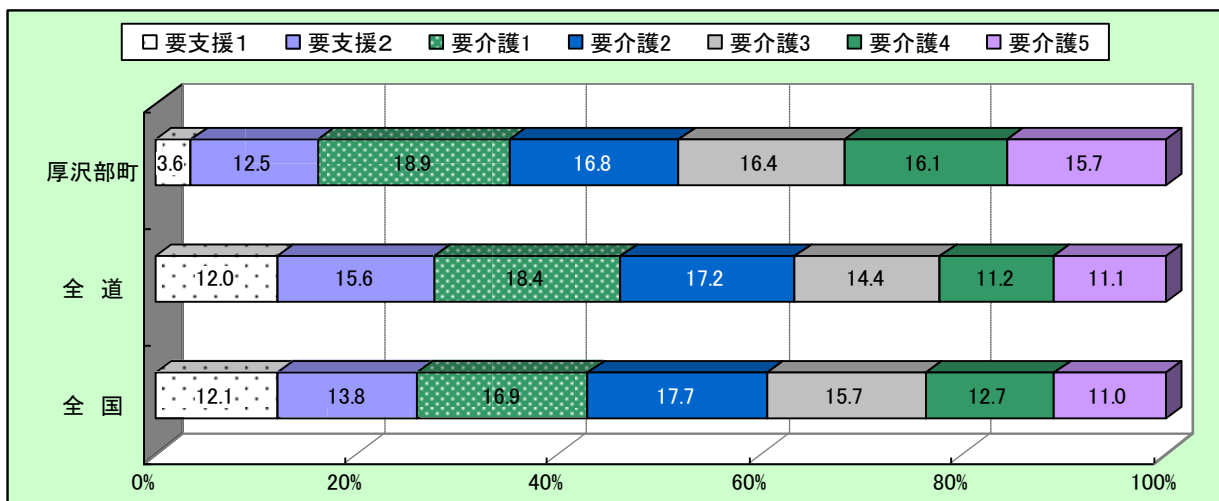
全国（平成20年5月末）比率		
要支援1 → 12.1%	要支援2 → 13.8%	経過的要介護 → 0.1%
要介護1 → 16.9%	要介護2 → 17.7%	
要介護3 → 15.7%	要介護4 → 12.7%	要介護5 → 11.0%

分類	要支援・要介護状態のおおむねの状態像	人数	%
要支援1	食事・更衣・移動・排泄などの日常生活動作はほぼ自立だが、電話の使い方・買い物などの手段的日常生活動作について何らかの支援が必要な状態	10	3.6
要支援2	要支援1の状態と比べ、手段的日常生活動作の能力がわずかに低下し何らかの支援が必要な状態	35	12.5
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要な状態	53	18.9
要介護2	要介護1の状態から、日常的な生活動作についても部分的な介護が必要な状態	47	16.8
要介護3	日常生活動作、手段的日常生活動作両方が低下しほぼ全面的な介護が必要となる状態	46	16.4
要介護4	介護なしには日常生活を送ることが困難な状態	45	16.1
要介護5	介護なしには日常生活を送ることがほぼ不可能な状態	44	15.7
合 計		280	100.0

(単位：%)

区分	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
厚沢部町	3.6	12.5	0.0	18.9	16.8	16.4	16.1	15.7
全 道	12.0	15.6	0.2	18.4	17.2	14.4	11.1	11.1
全 国	12.1	13.8	0.1	16.9	17.7	15.7	12.7	11.0

資料：介護保険事業状況報告（平成20年5月）

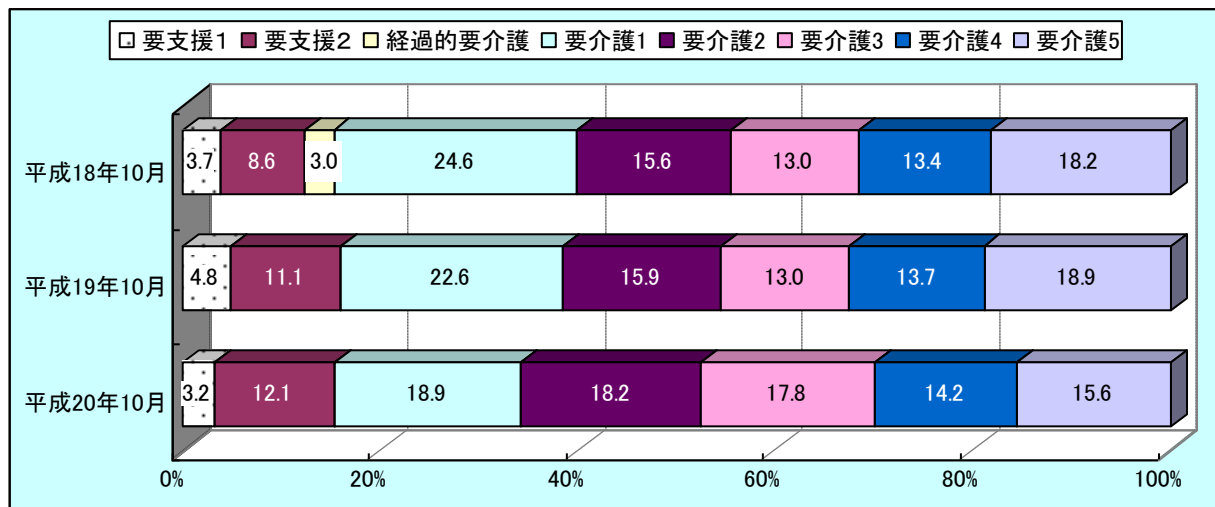


(7) 介護分布の推移

要介護2及び3の方々の比率が徐々に高くなっています。

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成18年10月	3.7	8.6	3.0	24.5	15.6	13.0	13.4	18.2
平成19年10月	4.8	11.1	0.0	22.6	15.9	13.0	13.7	18.9
平成20年10月	3.2	12.1	0.0	18.9	18.2	17.8	14.2	15.6

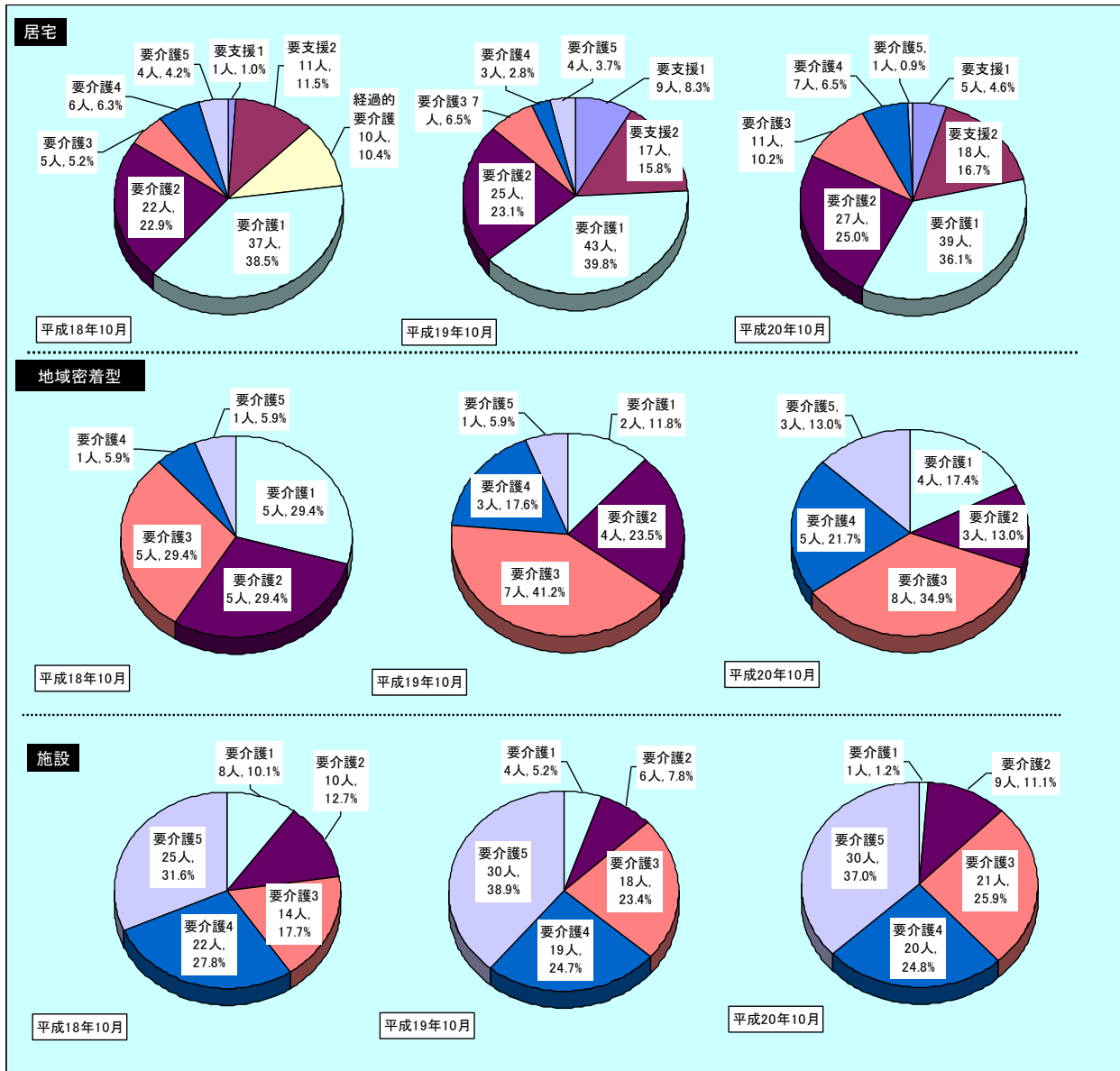
(単位：％)



(8) 要介護度別の居宅・施設の割合

平成20年10月では、平成18年10月と比べると、居宅サービス利用者が12名ほど増えており、施設サービス利用者は2名増とほぼ横ばいの状態です。

また、地域密着型サービスの利用者数は平成18年10月と比べると4名の増となっています。



3. 各年度における被保険者の推計

介護保険事業計画における将来人口の推計は、平成 12 年及び平成 17 年の住民基本台帳において把握された性別人口を基に、平成 20 年 10 月時点の人口状況を考慮し、前期・後期高齢者数の調整を図り、以下の推計人口としました。

要介護高齢者数は、平成 20 年 10 月時点における要介護（支援）者発生率を乗じたものに、現状の要介護者数の状況を加味して推計しました。

所得段階別では、平成 20 年度の状況を基に、各年度の数に割合で除して推計しました。また、所得段階は国の基準を踏まえ、1 段階から 6 段階とします。

(1) 推計人口

65 歳以上人口

(単位：人)

区 分	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度
65 歳以上人口	1,566	1,562	1,567	1,572	1,577	1,582
前期高齢者数	720	694	696	698	700	702
後期高齢者数	846	868	871	874	877	880

(2) 介護認定者の推計

要介護認定者数

(単位：人)

区 分	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度
要支援 1	16	17	17	16	16	16
要支援 2	38	39	40	40	41	41
要介護 1	47	47	47	47	47	48
要介護 2	48	48	48	48	47	47
要介護 3	50	49	50	50	50	49
要介護 4	40	39	39	39	39	39
要介護 5	48	48	48	48	49	49
合 計	287	287	289	288	289	289

(3) 所得段階別推計

(単位：人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
〈第1段階〉 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	52	52	53
〈第2段階〉 市町村民税非課税（世帯）で年金収入等の合計所得が80万円以下の方	448	449	451
〈第3段階〉 市町村民税非課税（世帯）で第2段階以外の方	308	308	310
〈第4段階〉 市町村民税非課税（本人は非課税で世帯に町民税課税対象者が在住している方）	383	383	383
〈第5段階〉 市町村民税課税者（所得額200万円未満）	287	284	284
〈第6段階〉 市町村民税課税者（所得額200万円以上）	88	86	86
計	1,566	1,562	1,567

第3章 サービス提供の現状・課題

1. 施設介護サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

サービス内容

日常生活で、常時介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合入所し、入浴、排泄、食事、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設。

事業計画

当町の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）「あっさぶ荘」は、1 施設 30 床整備されていますが小規模施設のため、不足分に対しては、在宅サービスの利用を促進するとともに、緊急性の高い要介護者については近隣町の介護福祉施設と連携を図り対応します。第 4 期計画期間中には 20 床の増床が予定されています。

区	分	18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
特別養護老人ホーム	計画（人）	54	88.9%	55	87.3%	56	94.6%
	実績（人）	48		48		53	

現 状

当町の介護老人福祉施設入所者数は、平成20年10月の国保連合会審査実績で、53名の入所であり、うち町内29名（あっさぶ荘）、町外24名（えさし荘19名、おとべ荘3名、ゆうりん「七飯町」1名、つれづれの郷「函館市」1人）の実績です。
入所待機者は、平成20年5月調査時点で、申し込み総数75件で、介護保険3施設に入所していない、早期入所希望者数は30名であり待機者が多い状況となっています。

課 題

南檜山圏域での施設整備については、第4期計画で増床が可能となり、あっさぶ荘の20床増床の計画があります。そのため、入所待機者数は減少すると思われます。また、平成24年3月には介護療養病床の廃止、医療療養病床の削減がされるため、その受け皿としても検討する必要があります。

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

サービス内容							
看護・医療的管理下での介護・機能訓練・日常生活の世話をを行う施設。							
事業計画							
当町では、当該施設がないため、近隣町の施設や函館市及びその近郊施設も含めた利用を考えています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
老人保健施設	計画（人）	30	86.7%	31	77.4%	32	78.1%
	実績（人）	26		24		25	
現 状	当町の介護老人保健施設入所者数は、平成20年10月の国保連合会審査実績で、25名の入所であり、江差町6名、北斗市9名、函館市7名、七飯町2名、札幌市1名の実績です。在宅での生活が困難なケースや脳血管疾患の急性期を過ぎても在宅に戻ることが難しいケースが老健（老人保健施設）に入所し、特養（特別養護老人ホーム）の入所待機をしているのが大半を占めている状況です。						
課 題	介護福祉施設（特養）の入所待機者数にそれほど変動がないため、老健に入所し、特養待機をしている入所者にも動きが出ない状態です。そのため、新たな老健入所者数がなかなか増えず進捗率が伸びなかったと思われます。						

③ 介護療養型医療施設（療養型病床群）

サービス内容							
長期にわたり療養を必要とする高齢者等のため、人的・物的両面で長期療養患者にふさわしい療養環境を提供する施設。							
事業計画							
当町では、当該施設がないため、近隣町の施設や函館市及びその近郊施設も含めた利用を考えています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
療養型病床群	計画（人）	10	60.0%	10	60.0%	10	40.0%
	実績（人）	6		6		4	
現 状	脳血管疾患などで急性期を過ぎ安定期となっても、医療依存度が高い方が近隣町及び函館市内の療養型医療施設へ入所しています。ここ数年、当町の国保病院がこのような方の入院を受け入れているため、実績数が低くなったと考えられます。						
課 題	平成24年3月には介護療養型医療施設が廃止され、医療の療養型もベット数が削減されるため、現在入院している方の状態に合った施設等の受け皿の確保が必要と考えられます。						

2. 居宅介護サービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

サービス内容							
ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や、掃除・洗濯・炊事など日常生活上の世話をを行います。							
事業計画							
今回の介護報酬の改定（業務負担の大きい業務に対しての人員確保への評価など）で、ヘルパーの人材確保・処遇改善が図られ、利用者のニーズに応じたサービスが安定した状態で提供できるよう取り組む必要があります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
訪問介護	計画(回/年)	3,480	117.8%	3,480	123.2%	3,480	146.9%
	実績(回/年)	4,098		4,288		5,110	
現 状		厚沢部町社協と民間事業所の2つの事業所で、訪問介護の基盤は充実しています。進捗率が100%を超えたのは、認知症などで家事・服薬管理ができなくなった独居・老夫婦が訪問介護を毎日利用するパターンが多くなったことが要因と考えられます。					
課 題		早朝・夜間のサービスや、今後必要に応じた24時間ヘルプの体制整備、ケアプランに基づく派遣回数等、利用者のニーズに応じた安定したサービス提供は人材確保が難しいため困難な状況です。					

② 訪問入浴介護

サービス内容							
在宅で寝たきりの老人等に対し、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し行う入浴の介助。							
事業計画							
当町ではサービス提供されていません。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
訪問入浴介護	計画(回/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績(回/年)	0		0		0	
現 状	寝たきりや障害の重い方については、厚沢部福祉社会に委託し特別養護老人ホームあっさぶ荘の特殊浴槽を使い特別入浴を実施しています。						
課 題	特別入浴の利用状況からも、今後、訪問入浴介護の需要意向が増加する可能性は低いと考えられるため、現状で進めます。						

③ 訪問看護

サービス内容							
主治医の指示により、看護師等が居宅に訪問し、利用者の心身の状況を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。							
事業計画							
当町には、財団法人北海道在宅ケア事業団が運営している訪問介護ステーションがサービスを提供していますが、今後、利用者がその人らしい生活を送るためにも安定した供給が図られるよう協力していく必要があります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
訪問看護	計画(回/年)	1,140	120.0%	1,140	118.5%	1,140	114.9%
	実績(回/年)	1,368		1,351		1,310	
現 状	現状は、脳血管疾患の後遺症や難病へのリハビリや糖尿病患者のインスリン注射の指導管理等が増加している状況で、また、在宅での終末期への対応も行われ、今後もニーズが高まることが予想されます。						
課 題	医療ニーズの高い状態で在宅生活を送るケースが増えてくる可能性が高く、利用者の状態に応じた訪問看護の提供が必要になってくると思われます。						

④ 訪問リハビリテーション

サービス内容							
主治医の指示により、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のためのリハビリを行います。							
事業計画							
当町ではサービス提供されていません。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
訪問リハビリ テーション	計画(回/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績(回/年)	0		0		0	
現 状	現在、一部、訪問看護ステーションから理学療法士が訪問し、カバーしている状況です。また、町の事業として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問リハビリも行われています。						
課 題	在宅で、その人らしい生活を送るためには、訪問リハビリは欠かせないサービスとなっています。しかし、採算面で当町への事業参入は考えづらく、訪問看護ステーション、病院、町との連携が今後とも重要となってきます。						

⑤ 通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション

サービス内容							
自立生活の助長と、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るため行う、通所による入浴、機能回復訓練、給食等各種サービスの提供。							
事業計画							
通所介護に関しては、第3期から利用者枠の拡大、祝日の運営など改善が行われ、大幅に利用者数を伸ばしました。今後はサービスの質の確保が図られるよう対策が必要となります。							
通所リハビリに関しては、当町に隣接する江差町の老人保健施設カタセールえさしなどの町外施設の利用の継続が必要です。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
通所介護	計画(回/年)	2,316	141.5%	2,316	148.8%	2,316	171.8%
	実績(回/年)	3,278		3,447		4,058	
通所リハビリ テーション	計画(回/年)	888	80.5%	888	75.4%	888	114.5%
	実績(回/年)	715		670		1,017	
現 状	通所介護の利用は、1日の利用枠の拡大（20人→30人）祝日の運営等を行い利用者数が大幅に増加しました。しかし、通所リハビリテーションの利用は、隣町で移動距離が長いことなどから利用者数は伸び悩んでいる状況です。通所リハ利用の特徴として、比較的年齢が若い脳梗塞発症直後の後遺症のあるケースの利用が多い状況です。						
課 題	今後、要介護状態の軽減、悪化の防止の観点から通所介護も機能訓練の提供と体制作りが必要になってくると思われます。						

⑥ 短期入所（ショートステイ）

サービス内容							
介護や機能訓練を受けながら、短期間（1～2 週間程度）施設に宿泊。							
事業計画							
現在あっさぶ荘で6床、他近隣町の特別養護老人ホーム等のショートスティで対応しています。今後も在宅で施設入所の待機をしているケースや運動機能の低下していない認知症のなど幅広い利用者の対応ができるよう働きかけが必要です。 短期入所療養介護は、江差町の老人保健施設カタセールえさしなどの町外施設を利用し実施していきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
生活介護	計画(日/年)	2,808	60.3%	2,808	69.0%	2,808	69.0%
	実績(日/年)	1,693		1,938		1,938	
療養介護	計画(日/年)	540	56.1%	540	49.3%	540	93.3%
	実績(日/年)	303		266		504	
現 状		生活介護は、平成17年度までは進捗率が100%を超える利用でしたが、第3期では70%弱となっています。要因としては介護度の高い長期利用者が相次いで亡くなったことなどが考えられます。療養介護は、ベット数も少なく、緊急的な利用がしづらい状況となっています。					
課 題		短期入所事業所とケアマネージャーとの連携が図られ、計画的に偏りなく利用できるよう推進する必要があります。					

⑦ 居宅介護支援

サービス内容							
要介護者とその家族に対し、必要なサービスを的確に提供し、居宅（在宅）介護の継続を図るために、介護認定の事務、ケアプラン作成、評価及び利用者と介護サービス間の調整を行います。							
事業計画							
今後、要介護高齢者の増加、核家族化による家族介護機能の低下が予想されることから、多様化するニーズに適切な対応を図り、介護保険事業の円滑な運営を図る上で本事業の推進は重要な要素となります。 このため、要介護者一人ひとりに応じたきめ細かなサービスの提供と、介護支援専門員の養成・資質の向上に努めていきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
居宅介護支援	計画(人/月)	82	90.2%	82	91.5%	82	104.9%
	実績(人/月)	74		75		86	
現 状	町のほかに3つの事業所がサービスを提供している状況です。これにより当町受給者に係るサービス提供事業所の基盤が充実されています。						
課 題	さまざまな事業所の参入に伴い、ケアカンファレンス等で、より一層共通認識事項の確認及び資質向上に向けた取り組みが必要となります。						

⑧ 居宅療養管理指導

サービス内容							
医師、歯科医師、栄養士、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。							
事業計画							
今後も他市町村の事業所からのサービス提供が考えられるため、利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
居宅療養管理指導	計画(人/年)	12	50.0%	12	25.0%	12	16.7%
	実績(人/年)	6		3		2	
現 状		他市町村の事業所でサービス提供が行われている状況です。					
課 題		介護実績については、町外医療機関等での実績となっています。今後においては、本人の状態や必要度に応じたサービス調整を実施する中で、医療機関と連携を図り利用の促進を図る必要があります。 また、口腔衛生が必要な方の歯科医師への情報提供も重要な課題です。					

⑨ 福祉用具貸与

サービス内容							
心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜、及び機能訓練のために必要な用具の貸与。							
事業計画							
利用者の自立に向けた暮らしを支援するための適正な福祉用具貸与の給付に努めます。 軽度要介護者に対する福祉用具の例外給付の手続きの煩雑さの軽減等に努めます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
福祉用具貸与	計画(人/月)	27	66.7%	27	63.0%	27	70.4%
	実績(人/月)	18		17		19	
現 状		平成18年度の法改正で、要介護1の状態で見られる利用可能な種目に制限が出たため、今までと貸与種目の傾向が変化し、ベッドからの立ち上がりの際に使用する手すりなどの貸与が多くなりました。					
課 題		要介護状態の悪化防止という観点から、軽度要介護者への給付制限が設けられましたが、利用者の自立に向けた暮らしを支援するという点では、貸与の選択肢が少なくなり、利用のしづらさが出現しました。					

⑩ 特定施設入所者生活介護

サービス内容							
有料老人ホーム、ケアハウス等の「特定施設」に入所している要介護者に対して、入浴、食事、排泄等の介護、その他の日常に必要な世話を提供します。							
事業計画							
今後も他市町村の施設利用が考えられるため、利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
特定施設入所者 生活介護	計画(人/月)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績(人/月)	1		1		2	
現 状	平成 18 年度から町外の養護老人ホームに当町から入所した場合、住所地特例扱いとなります。七飯町の好日園が特定施設入所者生活介護の指定を受けたため、今まで入所されていた方が実績として上がっています。						
課 題	今後は、介護保険の施設だけではなく、多様な住まいを選択する動きとなっているため、増加する傾向にあると考えられます。						

⑪ 福祉用具購入費の支給

サービス内容							
腰掛け便座・入浴補助用具等の購入費の支給。							
事業計画							
福祉用具の紹介・給付申請手続きを、町居宅介護支援事業所で指導しています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
福祉用具購入	計画（人/年）	12	50.0%	12	108.3%	12	100.0%
	実績（人/年）	6		13		12	
現 状	要介護者ができるだけ自立した形で在宅生活を継続させるために排泄・入浴関係の用具購入費の利用実績が伸びていると考えます。						
課 題	購入品目について、サービス受給者に不便が生じないよう、提供事業者と居宅支援事業所等が情報交換し、受給者に対し適切な指導・助言を行います。						

⑫ 住宅改修費の支給

サービス内容							
手すり・段差解消のスロープ設置等の改修に対して費用を支給。							
事業計画							
当町では、檜山管内や函館市及びその近郊事業所を含めた利用の継続を考えています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
住 宅 改 修	計画 (件/年)	12	66.7%	12	83.3%	12	100.0%
	実績 (件/年)	8		10		12	
現 状	利用実績としては、手すりの取り付けが最も多いです。						
課 題	住宅改修については、地域包括支援センター・各居宅介護支援事業所等と連携を取り、適切な相談、助言等の充実を目指します。						

3. 地域密着型サービス

① 認知症対応型通所介護

サービス内容							
認知症の利用者ができるだけ在宅で能力に応じた自立した日常生活を営んでもらえるよう、一般の通所介護とは別にデイサービスセンターなどに通い、日常生活上の世話、機能訓練を受けます。							
事業計画							
当町には当該施設がないため、近隣町の事業所の利用が必要となります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
認知症対応型 通所介護	計画 (回/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績 (回/年)	0		0		72	
現 状	江差町の養護老人ホーム「ひのき荘」に当町から入所されている方が 20 年度から江差町の「デイサービスセンターかもめ荘」を利用しています。						
課 題	当町では当該施設の計画は予定されていないため今後も他町の施設の利用が考えられます。 しかし、今後、増える認知症への対策として代替などを考える必要があります。						

② 小規模多機能型居宅介護

サービス内容							
在宅で、またはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、日常生活の世話や機能訓練を行い、能力に応じて在宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。							
事業計画							
当町では、サービス提供されていません。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
小規模多機能型 居宅介護	計画 (件数/月)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績 (件数/月)	0		0		0	
現 状・課 題	少人数の登録制であるため採算面で当町への事業参入は見込みづらい状況です。						

③ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

サービス内容							
要介護状態にあつて、認知症の状態にある方（著しい精神状況を呈する方及び著しい行動異常がある方、疾患が急性期の状態にある方を除く）が、共同生活を行う住居において、入居、排泄、食事等の日常生活上の世話、訓練を受けることができます。							
事業計画							
当町では、現在、認知症高齢者グループホームが2棟18床設置されています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
グループホーム	計画（人/月）	18	100.0%	18	105.6%	18	100.0%
	実績（人/月）	18		19		18	
現 状		当町の認知症高齢者グループホーム入所者数は、平成20年10月の国保連合会審査実績で18名の入所があり、町内14名、町外4名（江差町1名、北斗市1名、函館市1名、森町1名）の実績です。					
課 題		民間事業所の参入でサービス提供基盤の整備がされている状況です。介護保険法の改正により平成18年4月から町が地域密着型サービスとして指定・指導監督することとなり、認知症高齢者グループホームの基盤整備については、利用者のニーズを的確に把握し、また、グループホームの運営状況を考慮した上で検討する必要があります。さらに利用者の重度化や看取りへの対応など今後の課題となります。					

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

サービス内容

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅で、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居者定員数が 29 人以下のものです。
(サービス内容は特定施設入所者生活介護と同様です)

事業計画

当町には当該施設がないため、近隣町の施設の利用が必要となります。

区	分	18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
地域密着型特定 施設生活介護	計画 (人/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績 (人/年)	0		36		48	

現	状	19 年度から江差町のケアハウスかもめ荘に入所しています。
課	題	在宅での生活が難しくなったり、病院から在宅に戻ることが出来なくなった要介護者が、介護老人福祉施設・介護老人保健施設等に入所を希望しても長期の待機が困難だったため地域密着型特定施設生活介護に入所となりました。 今後、介護保険三施設以外の施設や多様な住まいの選択が増加すると考えられます。

⑤ 夜間対応型訪問介護

サービス内容							
夜間、在宅に定期的に巡回または通報によりヘルパーが訪問し日常生活上の世話や緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることが出来るようにするものです。							
事業計画							
当町では、サービス提供されていません。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
夜間対応型訪問介護	計画（人/月）	0	—%	0	—%	0	—%
	実績（人/月）	0		0		0	
現 状	現在、訪問介護利用者、介護支援専門員からの要望等は聞かれていません。						
課 題	訪問介護事業所は2事業所ありますがヘルパーの人材確保・事業所の採算面等、サービス提供は難しいと思われます。						

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サービス内容							
定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。できるだけ在宅の生活への復帰を念頭において日常生活の世話、機能訓練、健康管理上と療養上の世話をを行い、自立した生活を営めるようにめざします。							
事業計画							
当町では、サービス提供されていません。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画 (件数/月)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績 (件数/月)	0		0		0	
現 状・課 題		少人数制であるため採算面で当町への事業参入は見込みづらい状況です。					

4. 介護予防サービス

① 介護予防訪問介護

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で、要支援状態の維持もしくは改善を図り、また要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる支援をホームヘルパーが行います。							
事業計画							
18年度の改正で変更になったサービスでしたが、3年間の実績を踏まえて、状況に即した計画値の設定をします。							
また、利用者・サービス提供者へ介護予防の考え方を浸透させていく必要があります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防訪問介護	計画 (回/年)	480	34.2%	480	56.5%	480	50.0%
	実績 (回/年)	164		271		240	
現 状	当町の訪問介護は通院にかかわる介助の利用割合が多いが介護予防訪問介護は通院等乗降介護を行うことができないため 17 年度まで利用していた要支援者が利用できない状況となり、実績が少なかったと考えられます。						
課 題	介護予防サービスは自立支援を目的としているため、利用者・ホームヘルパー共に考え方の切り替えに戸惑いを感じている状況です。また、一月の定額制のため利用を控える利用者もいます。						

② 介護予防訪問入浴介護

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅における入浴の支援を行い利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。							
事業計画							
当町ではサービスは提供されていません。							
介護予防訪問 入浴介護	計画 (回/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績 (回/年)	0		0		0	
現 状	寝たきりや障害の重い方については、厚沢部福祉会に委託し特別養護老人ホームあっさぶ荘の特殊浴槽を使い特別入浴を実施しています。						
課 題	特別入浴の利用状況からも、今後、訪問入浴介護の需要意向が増加する可能性は低いと考えられるため、現状で進めます。						

③ 介護予防訪問看護

サービス内容							
主治医の指示により、看護師等が自宅に訪問し、利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持向上を目指すものです。							
事業計画							
在宅で要支援者が状態の悪化防止と軽減のために介護予防訪問看護による心身機能の維持回復が有効に活用されるよう、また安定供給されるよう働きかけが必要です。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防訪問看護	計画 (回/年)	288	44.8%	288	58.0%	288	58.3%
	実績 (回/年)	129		167		168	
現 状	介護予防訪問看護を利用している要支援者は身体・精神機能両面で機能の維持回復がされ利用前よりも自立した日常生活を送っています。						
課 題	要支援者で介護予防訪問看護の目的を正確に理解し利用に至るケースは少なく、また料金もほかのサービスに比べ割高感が強く、利用増に結びつきにくい状況です。						

④ 介護予防訪問リハビリテーション

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士・作業療法士等が自宅訪問し、必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。							
事業計画							
当町ではサービスは提供されていません。							
介護予防訪問 リハビリテーション	計画 (回/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績 (回/年)	0		0		0	
現 状	町の事業として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問リハビリが行われています。						
課 題	在宅で、その人らしい生活を送るためには、訪問リハビリは欠かせないサービスとなっています。しかし、採算面で当町への事業参入は考えづらく、訪問看護ステーション、病院、町との連携が今後とも重要となってきます。						

⑤ 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、デイサービスセンターなどに通所し、必要な日常生活上の支援と機能訓練を行い心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。							
事業計画							
介護予防通所介護は厚沢部町デイサービスセンター等で引き続き利用してもらい、心身機能の維持回復を図るために機能訓練の充実を働きかけて行く必要があります。							
介護予防通所リハビリテーションは隣接する江差町のカタセールえさし等の通所リハビリを引き続き利用してもらうこととなります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防通所介護	計画 (回/年)	204	69.1%	204	127.5%	204	135.3%
	実績 (回/年)	141		260		276	
介護予防通所リハビリテーション	計画 (回/年)	84	14.3%	84	37.0%	84	40.5%
	実績 (回/年)	12		31		34	
現 状		介護予防通所介護は通所介護と同様、第3期計画決定後に1日の利用枠の拡大と祝日の営業で実績数が大幅に増加しました。 介護予防通所リハビリテーションは通所リハビリテーションと同様、移動距離が長いこと、利用料が介護予防通所介護に比べ若干割高なためか利用数は少なく経過しました。					
課 題		介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション共に利用料は1月定額制のため、休むことが多くなる月は最初から利用を控える利用者もあり、本来の目的である心身機能の維持回復が損なわれないように配慮が必要です。					

⑥ 介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所させ日常生活上の世話と機能訓練を行うことで利用者の生活機能の維持改善を図ります。							
事業計画							
利用者の状態と家族の状況に合わせた利用の継続に努めます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防短期入所生活介護	計画（日/年）	36	33.3%	36	52.8%	36	133.3%
	実績（日/年）	12		19		48	
介護予防短期入所療養介護	計画（日/年）	36	—%	36	—%	36	233.3%
	実績（日/年）	0		0		84	
現 状		要支援１・２の状態の方は家族の冠婚葬祭などで不定期に利用されることが多く、家族の身体的・精神的負担が軽減されています。					
課 題		限度額や利用者の状態等で利用頻度としては少ないと思われますが、必要時に介護支援専門員と家族が相談し、利用されていると思われます。					

⑦ 介護予防支援

サービス内容							
要支援者についての介護予防ケアマネジメントです。要支援者が介護予防サービスや地域密着型予防サービスおよび介護予防に資する保健医療・福祉サービスを利用できるよう、地域包括支援センターの保健師等が事業者等との連絡調整を行います。 指定介護予防支援事業所は指定介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できます。							
事業計画							
利用者の生活機能の維持改善を目的とし、介護予防ケアマネジメントを行っていきませんが要介護状態に変化した場合等、利用者及び家族が混乱しないよう地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所の連携を密に図っていきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防支援	計画（人/月）	50	34.0%	53	45.3%	56	46.4%
	実績（人/月）	17		24		26	
現 状	進捗状況が3～4割と低い原因は第3期計画での要支援1・2の認定の割合が計画値より少なく、要支援1・2の認定者数が少なかったためと考えられます。 当町は介護予防支援の業務の大半を指定居宅介護支援事業所に委託しています。						
課 題	介護予防支援費は介護支援費に比べ低額ですが内容としては介護支援とそれほど業務量に違いはなく割安感がいなめません。						

⑧ 介護予防居宅療養管理指導

サービス内容							
医師、歯科医師、栄養士、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。							
事業計画							
今後も他市町村の事業所からのサービス提供が考えられるため、利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防居宅療養 管理指導	計画(人/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績(人/年)	0		0		0	
現 状	現在、利用者、介護支援専門員からの要望等は聞かれていません。						
課 題	供給可能な病院等がないためサービス提供は難しい状況です。						

⑨ 介護予防福祉用具貸与

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持改善を図ります。							
事業計画							
3年間の実績を踏まえて、状況に即した計画値の設定をします。 また、身体機能を低下させるような貸与の防止に努めます。							
区 分		18年度	進捗率	19年度	進捗率	20年度	進捗率
介護予防福祉 用具貸与	計画（人/月）	156	21.8%	156	30.8%	156	46.2%
	実績（人/月）	34		48		72	
現 状	要支援1・2の軽度要介護者は貸与種目に制限がありますが貸与種目としては歩行器・杖が多いです。						
課 題	要支援1・2は状態としてそれほど多くの福祉用具を貸与する状態ではなく、歩行器（手押し車仕様）を利用することで、活動量は増えると考えられます。						

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護

サービス内容							
有料老人ホーム、ケアハウス等の「特定施設」に入所している要支援者に対して、入浴、食事、排泄等の介護、その他の生活全般にわたる支援、機能訓練・療養上の世話をを行うことで、利用者が特定施設で能力に応じた自立した生活ができるように、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。							
事業計画							
今後も他市町村の施設利用が考えられるため、利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防特定施設 入居者生活介護	計画（人/月）	0	—%	0	—%	0	—%
	実績（人/月）	1		2		1	
現 状	平成 18 年度から町外の養護老人ホームに当町から入所した場合、住所地特例扱いとなります。七飯町の好日園が特定施設入所者生活介護の指定を受けたため、今まで入所されていた方が実績として上がっています。						
課 題	今後は、介護保険の施設だけではなく、多様な住まいを選択する動きとなっているため、増加する傾向にあると考えられます。						

⑪ 介護予防福祉用具購入費の支給

サービス内容							
腰掛け便座・入浴補助用具等の購入費の支給。							
事業計画							
福祉用具の紹介・給付申請手続きを、町居宅介護支援事業所で指導しています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防福祉 用具販売	計画 (件/年)	4	—%	4	25.0%	4	50.0%
	実績 (件/年)	0		1		2	
現 状	要介護者ができるだけ自立した形で在宅生活を継続させるために排泄・入浴関係の用具購入費の利用実績が伸びていると考えます。						
課 題	購入品目について、サービス受給者に不便が生じないよう、提供事業者と居宅支援事業所等が情報交換し、受給者に対し適切な指導・助言を行います。						

⑫ 介護予防住宅改修費の支給

サービス内容							
手すり・段差解消のスロープ設置等の小規模な改修に対して費用を支給。							
事業計画							
当町では、檜山管内や函館市及びその近郊事業所を含めた利用を考えています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防住宅改修	計画 (件/年)	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
	実績 (件/年)	1		2		2	
現 状	利用実績としては、手すりの取り付けが最も多いです。						
課 題	住宅改修については、地域包括支援センター・各居宅介護支援事業所等と連携を取り、適切な相談、助言等の充実を目指します。						

⑬ 介護予防認知症対応型共同生活介護

サービス内容							
利用者（要支援2に限る）にあつて、認知症の状態にある方（著しい精神状況を呈する方及び著しい行動異常がある方、疾患が急性期の状態にある方を除く）が、共同生活を行う住居において、入居、排泄、食事等の日常生活上の世話、訓練を受け、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。							
事業計画							
当町では、現在、認知症高齢者グループホームが2棟18床設置されています。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防認知症 対応型共同生活介護	計画（人/月）	1	—%	1	—%	1	—%
	実績（人/月）	0		0		0	
現 状	当町では現在までに要支援2の利用者はいません。						
課 題	要支援2の状態、認知症が進んだ状態の方が多く入居している現在の認知症対応型共同生活介護に入居するのは難しいと考えられます。						

⑭ 介護予防認知症対応型通所介護

サービス内容							
認知症の利用者ができるだけ在宅で能力に応じ自立した日常生活を営んでもらえるよう、一般の通所介護とは別にデイサービスセンターなどに通い、日常生活上の世話、機能訓練を受けます。							
事業計画							
当町には当該施設がないため、近隣の事業所の利用が必要となります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
介護予防認知症対応 型通所介護	計画（回/年）	0	—%	0	—%	0	—%
	実績（回/年）	0		0		0	
現 状	現在利用はありませんが、今後江差町の養護老人ホーム「ひのき荘」に当町から入所されている方が利用される可能性があります。						
課 題	当町では当該施設の計画は予定されていないため今後も他町の施設の利用が考えられます。 しかし、今後、増える認知症への対策として代替などを考える必要があります。						

⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス内容							
在宅で、またはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、日常生活の世話、機能訓練を行い、能力に応じ在宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。							
事業計画							
当町では、サービス提供されていません。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
小規模多機能型 居宅介護	計画 (件数/月)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績 (件数/月)	0		0		0	
現 状・課 題	少人数の登録制であるため、採算面で当町への事業参入は見込みづらい状況です。						

5. 介護予防、健康づくり、生きがい事業

① 通所型介護予防事業（特定高齢者施策事業）

サービス内容				
要支援や要介護状態になる危険性の高いと判断された特定高齢者を対象に、「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「認知症の予防」などを目的に各事業を展開。				
事業計画				
将来、要介護状態（寝たきりや認知症など）にならないための予防事業であり、各教室に参加することで、参加者が介護予防の必要性を意識でき、仲間作りもできます。専門職種（理学療法士・言語聴覚士・栄養士等）の指導を中心に実施していきます。				
区 分		18 年度	19 年度	20 年度
転倒予防教室	実施回数（回/年）	14 回	20 回	24 回
	参 加 数（人/年）	146 人	202 人	105 人
さわやか教室	実施回数（回/年）	12 回	35 回	39 回
	参 加 数（人/年）	104 人	421 人	208 人
健康音楽教室	実施回数（回/年）	18 回	20 回	20 回
	参 加 数（人/年）	188 人	190 人	108 人
現 状	教室の回数や内容を修正しながら3年間実施し、全体の参加数も増えてきています。参加者の意識も向上しつつあり、誘い合ったり紹介するなどの行動も見られます。さわやか教室においては、送迎があるため一会場での実施に限界があります。また、ボランティアの協力体制が教室実施に有効となっています。			
課 題	将来を見据えて、予防事業であることの意識化を強化していく必要があります。対象の選定が難しいこともあり、今後の参加数で考えていく必要があります。地域の広さから、送迎体制に限界があり、会場や回数などの見直しとスタッフ数やボランティアの協力体制などの整備が必要です。教室参加や個々の評価として、その効果を数値で表すことが難しいが個々のプランに反映させていくことが課題です。			

② 訪問型介護予防事業（特定高齢者施策事業）

サービス内容				
通所型の教室への参加が困難な特定高齢者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が対象者の自宅を訪問し、介護予防のための指導や訓練を実施。				
事業計画				
将来、要介護状態にならないために、在宅でその対象に合った内容の指導や機能訓練を適切に受けることで、現状の身体機能を維持、向上できます。その人の持つ能力が活かされるようになることで、意欲も向上し、在宅生活が継続して送れます。				
区 分		18 年度	19 年度	20 年度
理学療法士	実施回数（回/年）	12 回	12 回	12 回
	利用者数（人/年）	66 人	82 人	47 人
作業療法士	実施回数（回/年）	12 回	35 回	39 回
	利用者数（人/年）	55 人	63 人	38 人
言語聴覚士	実施回数（回/年）	3 回	9 回	9 回
	利用者数（人/年）	17 人	63 人	30 人
現 状	対象者が日々生活する在宅の中で、その人に合った個別の指導・訓練が実施されています。その内容は、具体的で現状に合った指導内容であるため対象者にはわかりやすく実践的です。月に1回の訪問のため、自分で意識的に継続して指導内容を実施することが大切ですが、できていない場合もあります。			
課 題	本人及び家族が指導内容を生活の中で実践していくことを意識化していけるように支援する必要があります。 指導・訓練内容が日常生活に活かされ、介護予防につながっているか定期的に評価していくことが必要です。 本人と確認することが必要です。訪問日数が限られているため、対象も限定されます。			

③ 介護予防普及啓発事業（一般高齢者施策事業）

サービス内容				
特定高齢者以外の一般高齢者や、一般町民を対象に介護予防に関する普及啓発を目的とした事業を展開。				
事業計画				
将来、要介護状態にならないために、健康な身体づくりを意識し、運動習慣を生活に取り入れ、現在の健康を維持・向上していけます。専門の運動指導士に指導される内容を日々の生活で実践し継続していくことで、将来、健康ではつらつと過ごすことができます。介護方法や、介護者の健康づくりのための知識を得ることができます。				
区 分		18 年度	19 年度	20 年度
元気はつらつ教室	実施回数（回/年）	108 回	72 回	72 回
	利用者数（人/年）	996 人	737 人	413 人
介 護 教 室	実施回数（回/年）	2 回	1 回	1 回
	参 加 数（人/年）	24 人	19 人	人
現 状	3地区で定期的に運動教室を実施しています。運動指導士による指導で集団指導を中心に、個別の指導も可能な状況としています。周知は年1回ですが自主的に誘い合って参加しています。 継続して参加している人は、体力測定で効果が現れ、向上が見られます。生活の中で動きやすくなった、バランスが良くなった等変化を感じています。 介護教室は、家族や自分が介護を受けることを考え、学習する機会としており、若い世代の参加者もあります。			
課 題	運動習慣の必要性を意識できる機会として、教室は効果があり、継続して実施することは将来の高齢者の健康状態に大きく影響することが実感できます。 また、介護教室は、介護を身近に考えていく機会として継続的な実施が必要です。			

④ 一時帰宅支援事業（任意事業）

サービス内容				
介護保険施設入所者を対象に、一時帰宅される際に必要となる福祉用具（介護ベット等）を一時的に貸与することにより、在宅生活や在宅介護へ向けた支援をします。				
事業計画				
施設入所や入院中の対象者が在宅に向けて帰宅できる機会をつくるには、環境を整える必要があり、安心して家族が迎えられるよう支援するものです。今後も在宅生活に向ける一つの手段として事業継続していきます。				
区	分	18 年度	19 年度	20 年度
一時帰宅支援事業	利 用 件 数	0 件	0 件	1 件
現 状	平成18年度からの実績はなく、平成20年度は1件（10月末現在）ありました。実績数は少ないが必要時に利用できるということで、本人・家族の安心度は高い。この事業が有効に活用され、施設入所されている人が一時的に在宅で過ごせる時間ができることが望ましい。			
課 題	在宅で福祉用具等を整え、一時的に介護ができる環境にすることは容易ではありません。この事業が有効に活用されることで負担も軽減できます。相談体制の中で、適切に活用できるように支援していく必要があります。			

⑤ 高齢者食生活改善事業

サービス内容

- ・栄養士が高齢者宅を訪問し、食生活改善の指導を行います。
- ・高齢者のいる家族を対象とした、食生活等に関する教室を開催します。

事業計画

現在、活動している栄養士を中心に、高齢者の食生活改善に向けて相談や適切な指導ができるような人材を養成する必要があるとあり、研修会等の実施をしていきます。また、地域に食生活改善の知識普及を図り、高齢者の食生活指導を充実させるために、栄養士が中心となり、健康教室や健康相談等の実施を継続していきます。

区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
実施回数	計画 (回/年)	2	100.0%	1	100.0%	1	100%
	実績 (回/年)	2		1		1	

現 状	栄養士と食生活改善推進員が中心となり、高齢者と一緒に調理実習を実施し、食生活の大切さを伝え、交流を図っています。 また、介護教室等でも、高齢者にやさしい料理を紹介するなど栄養士が計画し、実施しています。実際に味わうなどの経験や講話により、参加者からも実践に活かせると評価されています。
-----	--

課 題	健康で在宅で過ごせる条件としては、食事をしっかり取れるということが重要となります。食生活改善協議会の活動を栄養士が中心に、各地域の高齢者の食生活を守るという視点で継続していきます。 また個別支援として栄養士の家庭訪問等も継続し、高齢者の食生活が向上するよう支援していきます。
-----	---

⑥ 生活習慣改善事業

サービス内容							
・生活習慣病の要指導対象者で適度な運動をする習慣のない方などに対し、生活習慣病予防のための運動や栄養など生活習慣改善指導の実施をします。							
事業計画							
健康保持と生活習慣病予防のため、各自にあった適度な運動の必要性を、健康教室等で意識できるような内容を企画し、継続事業として実施していきます。生活の中に無理のない運動が習慣として取り込まれ、健康増進につながるような健康づくりを進めていきます。(ウォーキングや軽運動など)							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
実施回数	計画 (回/年)	12	100.0%	15	100.0%	18	100.0%
	実績 (回/年)	12		15		18	
現 状	壮年期からの健康づくりや生活習慣病予防・悪化防止をはかるため「フィットネス教室」を実施しています。また、疾病予防に対する正しい知識の普及のため専門講師による指導回数を増やして実施しています。						
課 題	運動習慣を持つことが肥満の予防につながり、疾病予防の第一歩です。しかし、運動習慣・栄養改善の必要性が分からず疾病予防につながらない人もいます。 そのため、健康の保持増進のための知識普及、生活改善行動に自ら行動できるよう努めていく必要があります。						

⑦ 介護予防用具給付事業

サービス内容	
高齢者の寝たきり予防対策としての転倒防止事業。	
事業計画	
高齢者の介護が必要な状態になることの防止及び外出時の安全を確保するため、歩行支援用具及び入浴補助用具等を購入する際の費用に対して扶助を行います。	
現 状	介護予防用具購入費用を助成することによって、経済的負担が軽減され、転倒防止とともに活動機会が増進されています。
課 題	高齢者の増加に伴い、今後用具を必要とする方が増加すると考えられますが、在宅で自立した生活を送ることができるよう事業の推進を図ります。

⑧ 生きがい活動支援通所事業

サービス内容							
要介護認定において「自立」と認定され、生きがいデイサービスの利用を希望する虚弱老人の生きがいの保持と、その方が介護を要する状態にならないよう予防するためにサービスを提供。							
事業計画							
介護保険で「非該当」と認定された人や、在宅で外出する機会が減り、交流があまり持たなくなっている人等を対象に、地区毎に生きがいデイサービスを実施していきます。一人で家に閉じこもりにならないで、趣味・創作活動等同じ目的で高齢者相互が集まることは、寝たきりや認知症の予防として効果があります。							
広域な地域なので送迎体制を整え、できるだけ近くのセンターや温泉を利用して実施していきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
生きがいデイ	計画（人）	73	58.9%	85	83.5%	64	104.7%
	実績（人）	43		71		67	
現 状		週1回の交流により、利用者の健康管理も含め、寝たきりや認知症の予防効果が大きいことから評価されています。					
課 題		寝たきり、閉じこもり予防と認知症の予防に重要な役割を果たしているサービスであり、今後、利用者が増加することが想定されますが、休日利用もできる施設等の整備を図り受入れ体制を整える必要性があります。					

⑨ 老人クラブ活動

事業計画	
町では単位クラブ及び連合会に対し、継続して支援を実施するとともに、高齢者スポーツ大会に対しても支援を行い、高齢者の社会参加・生きがい活動、健康づくりを促進していきます。また、各単位クラブにおいて会員数の不足に悩む地区もあり、連合会の会員数も減少傾向にあります。今後は各単位クラブによる自主的活動を促すための支援を行い、単位クラブの活性化を図ることにより、多くの高齢者が会員として活動できるような取り組みが必要となります。	
また、連合会主催事業で一部参加人数が減っている行事もあり、会員の意向を的確に把握しながら行事の見直しをしていきます。	
現 状	当町には 18 の老人クラブがあり、その集合体として全ての単位老人クラブが加入する老人クラブ連合会があります。（平成 20 年度の総会員数は 539 名） それぞれの単位クラブで個性的な活動をしており、また連合会においても全町的な事業を実施し、会員相互の連携や交流の場となっています。
課 題	高齢化が進む中、健康で自分らしく生き生きとした生活を送るため自主的活動が重要となってきます。若手高齢者も積極的に老人クラブに加入し、単位クラブの若返り、活性化を図るとともに生きがい、社会参加、健康づくりを促進します。

6. 相談事業

① 地域包括支援センター

平成18年度より、地域包括支援センターが設立され、総合的な「相談の窓口」として介護サービスや医療・福祉サービスの相談や、その他の多様な相談を受け対応してきました。相談窓口を保健福祉センター内に設置し、個別の面接や電話相談も適時対応できるように体制づくりを図ってきました。

区 分		18 年度	19 年度	20 年度
相談事業	相談件数 (件/年)	1,176 件	1,587 件	724 件(9月末)
現 状	平成17年度までの在宅介護支援センターが受けた相談体制や、ネットワークを活かし、包括的に相談を受ける体制づくりをしてきました。住民に対しての周知が十分ではなかったことを反省するが、この3年間で存在が少しずつ浸透されてきたと思われます。関係諸機関や関係職員には活用されてきており、連携がとりやすくなっています。相談内容は多様になっており、適切に関係機関につなぐことも多く、できるだけ相談者が戸惑わないよう連携を密に対処しています。			
課 題	今後、相談件数の増加と共に、相談内容も多様化すると予想されます。 現在の当センターの職種の配置は、保健師・主任ケアマネージャーですが、本来、地域包括支援センターの3職種である社会福祉士の配置が必要であり、相談内容に合った包括ケアの充実が望まれます。 また、町民に相談窓口の周知を徹底する必要があります。(パンフレットの作成を予定)			

7. 高齢者生活支援事業

① 移送サービス

サービス内容							
独居老人・老夫婦世帯の増加に伴い、交通機関の利用が困難な方の通院などの便宜を図ります。							
事業計画							
当町は、公共交通機関の便数が少なく、又、地理的な事情で交通機関の利用に不便をしている方も多く、継続した事業の実施が必要となることから今後も、現行のサービス水準を確保していきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
利用者数	計画（人）	55	98.2%	55	90.9%	55	103.6%
	実績（人）	54		50		57	
現 状	1 人平均 2 週に 1 回程度、多い方は週 2 回の利用者がおり、高齢者の健康を維持しています。						
課 題	町の国保病院への移送サービスのため対象者が限定されることから、今後医療サービスの充実を目指し、近隣町の医療機関利用者への対応が検討課題となっています。						

② 特別移送サービス

サービス内容							
一般車両での通院等が困難な高齢者及び重度障害者に対し、リフト付車両での通院・施設への送迎等の便宜を図ります。							
事業計画							
今後も在宅の要支援者が増加することが想定されます。昇降機能付の特殊車両を運行することにより、重度障害者の健康維持を図ります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
利用者数	計画（人）	8	87.5%	8	25.0%	8	37.5%
	実績（人）	7		2		3	
現 状	車イスのまま乗車できる特殊車両で運行していることから利用者の安心・安全が図られています。						
課 題	ここ1～2年で利用者が減少し、現在の稼働率は低い状態ですが、今後の急速な高齢化により再び要請が高まることが考えられるため、現行の体制を維持する必要があります。						

③ 除雪サービス

サービス内容							
高齢者世帯及び独居老人世帯からの要望に応え、社会生活に支障を来たさないよう降雪時に生活通路の除雪を行うサービス。							
事業計画							
今後も独居老人・老夫婦世帯の増加が見込まれます。冬期間における高齢者の日常生活を維持するために事業を継続して実施します。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
対象者数	計画（世帯）	65	70.8%	75	57.3%	70	52.9%
	実績（世帯）	46		43		37	
現 状	高齢者世帯、独居老人世帯のうち、除雪が困難な世帯に対し、町の除雪委託事業者を派遣し、生活の安全を確保しています。						
課 題	年々利用者が増加し、委託事業者からの派遣が困難な状況になっていることから、地域のボランティア等を活用し高齢者の見守りを促進していくことが課題となっています。						

④ 入浴サービス

サービス内容							
浴場への移動が困難な方で、家庭において浴室の利用が困難な方を入浴施設へ送迎して行う入浴のサービス。							
事業計画							
当町には3地区に入浴施設がありますが、高齢者のみの世帯で移動手段がなく、また、自宅に浴室がない老人は入浴機会の確保が困難です。入浴機会の確保は身体衛生面の効果と生きがいに重要な役割を果たしているため、今後も継続した事業の実施が必要となります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
対象者数	計画（人）	55	96.4%	55	90.9%	53	92.5%
	実績（人）	53		50		49	
現 状	入浴機会確保のため、週2回浴場へ送迎することにより身体の衛生が保持されるとともに高齢者の交流の場ともなっています。						
課 題	利用時間が一般客と重複するため、女性ヘルパーは男湯に入ることができません。そのため、男性利用者には洗身の介助が必要とする方もおり、また、事故発生時には気がつかない可能性も出てきます。現在は女性ヘルパーのみのため、今後は、男性利用者に対する介助方法が検討課題です。						

⑤ 食事サービス（給食サービス）

サービス内容							
食事調理が困難な高齢者等に対して、定期的に自宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供。							
事業計画							
在宅高齢者の健康維持のためには、バランスのとれた食事を定期的に提供することが必要となります。今後も栄養のバランスに配慮した配食を継続して実施し、高齢者の健康維持増進を図ります。また、毎日関わることにより高齢者の孤独感解消及び安否確認をサービス従事者によって実施していきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
利用者数	計画（人）	60	66.7%	60	70.0%	50	92.0%
	実績（人）	40		42		46	
現 状		利用者宅を定期的に訪問し、栄養のバランスのとれた食事の提供を行うことにより、在宅高齢者の健康維持・増進が図られ、定期的に食事の提供を行うことにより、併せて安否確認も実施しています。					
課 題		現在昼食のみの配食となっていますが、夕食を必要とする方に対しては、全て自己負担のため、経済的負担が大きくなっています。夕食の配食は健康維持増進を図るうえで今後の検討課題となっています。					

⑥ 介護用品支給事業

サービス内容							
町内に在住し、要介護者で寝たきり老人等、おむつ等を必要とする者を在宅で介護している者を対象に、家族の身体的負担及び経済的負担を軽減するため支給します。							
事業計画							
介護保険サービスの利用に伴い、寝たきり老人を抱える家庭では介護負担のほかに、経済的負担が増加します。当町では在宅寝たきり老人を抱える家族を対象に介護用品（紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋等）を支給していきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
支給人数	計画（人）	12	58.3%	12	100.0%	12	58.3%
	実績（人）	7		12		7	
現 状	町が認めた事業所において、月額 8,000 円を上限に介護用品を現物支給し、家族の身体的及び経済的負担を軽減しています。						
課 題	要介護者の増加に伴い、今後さらに利用者の増加が考えられますが、在宅で介護している家族の負担を軽減するため、継続して実施していきます。						

⑦ 緊急通報システム設置事業

サービス内容							
厚沢部町に在住する概ね 65 歳以上の虚弱・高齢者に対し、緊急通報システム（N T T回線利用）を設置し、急病等に対するサービスを実施。							
事業計画							
当町では年々、独居・老夫婦世帯が増加しており、安否の確認、緊急時の対応が課題となっています。このような在宅での生活に不安のある方に対し、緊急通報用の電話機を貸与し、安全性の確保を図ります。 緊急時には消防署の迅速な対応と、近隣に協力員を配置することで、地域住民の協力による利用者の安否確認を行います。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
利用者数	計画（人）	10	10. 0%	10	70. 0%	10	10. 0%
	実績（人）	1		7		1	
現 状		設置台数は 90 台前後で推移しています。平均して年 3～4 回の通報がありますが、いずれも消防署による迅速な対応がとられ、高齢者の安全が守られています。					
課 題		高齢者の生活不安の解消及び人命の安全の確保のために、自宅と消防署を結ぶだけでなく、地域支援の充実が重要となっています。そのために設置後も利用者の状況を把握し、効率的な運用が必要となってきます。					

⑧ 老人短期入所事業

事業計画	
介護保険法の中では、決められた回数のみ利用できることとなっています。しかし、在宅介護の基盤が各家庭に整うまでは、利用回数を上乗せしての対応が必要と考えられ、町内の特別養護老人ホームを利用し実施していきます。	
現 状	緊急時の事情により利用が必要な方に対し、あっさぶ荘を利用して一時的に要介護者を宿泊させることにより介護者の負担軽減を図っています。
課 題	老人ホーム入所待機者及び認知症老人を抱える介護者の負担軽減のため、また、緊急時の事情により短期入所を必要とする方の利用が今後も考えられることから、継続して実施していく必要があります。

⑨家事援助サービス事業

サービス内容							
日常生活において、何らかの支援を必要とする虚弱な高齢者を対象とし、生活支援と不安の緩和を行うため、家事援助、安否確認、生活相談などのサービスを提供。							
事業計画							
要介護認定の結果、非該当と判断された方は、介護保険での訪問介護が受けられなくなります。しかし、このような方でもホームヘルパーの派遣が必要な場合があり、独居・老夫婦世帯等に家事援助・生活管理の援助を実施していきます。厚沢部町社会福祉協議会・民間事業所等へ委託し、援助はホームヘルパーによって行います。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
対象者数	計画（人）	80	150.0%	84	165.5%	85	167.1%
	実績（人）	120		139		142	
現 状		年々利用者が増加傾向にあり、家事等労働負担を軽減するとともに、虚弱な方の安否確認を定期的に実施しています。					
課 題		ここ3年ほどで利用者数が倍増しています。前回の介護保険制度の見直しで介護度が軽くなったり、自立と判断された方々の受け皿となったことや、高齢化の進行が要因です。今後も要望が高まることが予想されますが、継続して実施していく必要があります。					

⑩寝具乾燥サービス事業

サービス内容							
要介護認定された高齢者の保健・衛生の向上を図るために、身体的、環境的に寝具等の乾燥・消毒を希望する対象者にサービスを提供。							
事業計画							
今後も在宅の要介護者が増加することが想定されます。身体的、環境的に寝具乾燥が困難な老人に対し、衛生に配慮した寝具を提供し、床ずれ・感染の予防を促進することが課題です。当町では厚沢部町社会福祉協議会へ委託し、寝具乾燥サービスを実施するとともに、希望者には年1回の寝具の丸洗いを実施していきます。保健衛生に配慮した生活環境を確保し、在宅要援護者の生活の質の向上を図ります。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
対象者数	計画（人）	5	0.0%	5	0.0%	5	0.0%
	実績（人）	0		0		0	
現 状	介護保険の介護ベッドの普及により、在宅寝たきり老人の衛生向上が図られているため利用実績はありません。						
課 題	利用実績はありませんが、今後も在宅の要援護者が増加することが考えられることから、寝具の衛生管理が困難な方に対して、継続して実施していく必要があります。						

⑪訪問理髪事業

サービス内容							
「要介護」と認定された高齢者などが外出困難な状況にあるとき、日常生活を営む上で衛生的な生活を保つことができるよう、洗髪・散髪等の理容・美容サービスを必要に応じての提供。							
事業計画							
今後、在宅の要介護者が増加すると想定されます。快適で清潔な日常生活を営むための施策として、自宅へ訪問しての理髪が必要となります。在宅寝たきり老人や移動が困難な老人に対し、民間事業者に委託し、自宅への訪問による理髪を実施していきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
対象者数	計画（人）	7	0%	3	0%	2	0%
	実績（人）	0		0		0	
現 状	町内の理美容店と委託契約し、寝たきり老人等で外出が困難な方の自宅を訪問し、理髪することにより、衛生的な生活が確保されるとともに自宅以外での情報収集もでき、気分転換を図ることとしています。						
課 題	平成 15 年度以降の利用実績はありませんが、今後も在宅の要援護者が増加することが考えられることから、衛生的な生活確保のため、継続して実施していく必要があります。						

⑫特別入浴事業

サービス内容							
寝たきり老人の清潔保持と快適な生活を支援するため、特殊浴槽を利用した入浴機会を提供。							
事業計画							
現在は訪問入浴の体制整備ができていないため、代替となるサービスが必要となります。家庭の浴槽では寝たきり老人への対応が困難なことから、在宅要介護者への入浴機会の確保が必要であり、厚沢部町社会福祉協議会及び厚沢部福祉会へ委託し特殊浴槽を利用したサービスと、送迎を併せて実施することにより、介護者の負担軽減に大きな役割を果たします。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
対象者数	計画（人）	8	62.5%	9	66.7%	9	44.4%
	実績（人）	5		6		4	
現 状	寝たきり老人の入浴機会確保のため週 1 回特殊浴槽を利用して入浴させることにより身体の衛生が保持されています。						
課 題	あっさぶ荘の特殊浴槽での入浴のため、利用人数に制限があり利用者の増加に対応できる体制を整えることが検討課題です。						

8. 老人福祉施設関連サービス

① 養護老人ホーム

事業計画	
当町には養護老人ホームが整備されていないため、今後も入所が必要な高齢者は町外にある養護老人ホームを利用することとなります。入所定員が限られている中で、今後、高齢化とともに養護老人ホームへの入所希望者はさらに増加するものと想定されます。従って町では、入所措置待機者に対するサービスの支援を図ります。	
現 状	身体上、精神上、又は環境上の理由、経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者が現在 11 名(江差町 8 名、七飯町 3 名)が入所しています。
課 題	入所措置待機者に、在宅福祉サービスを提供し、待機中の不安解消を図ります。

② 高齢者生活支援寮

事業計画	
入居者に各種在宅福祉サービスを提供し、生活の支援をするとともに、他の入居者との交流機会を提供し孤独感の解消を図ります。 また、入居者に対するケア体制の充実を図ることや円滑な在宅福祉サービスの提供体制を整備することで、入居者が安心して暮らせる場を提供していきます。	
現 状	個人の尊厳を重視しながら共同生活上必要な介助等を行い、日常生活の生きがいを助長しています。定員 10 名が共同生活できます。
課 題	入居時に自立、要支援と認定されても、その後要介護となることがあるため在宅福祉サービスの利用等により、要介護状態への進行を予防していきます。

③ 老人福祉センター

事業計画	
現在は、主に下地区の高齢者等へ入浴の場を提供すると共に、生きがいづくり活動や地域交流の場としても機能させていきます。	
現 状	昭和 49 年度建設のため老朽化が激しく、また、施設内で運動等の活動ができませんが、高齢者間の情報交換や地域交流の場として利用されています。
課 題	老朽化のため、施設の維持管理が厳しい状況にありますが、今後も存続させていく必要があります。

9. 保健サービス

① 健康手帳

事業計画	
健康診査の記録、その他高齢期における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付します。	
現 状	医療受給者や健康診断・健康相談で希望する人に交付しています。 自分の健康管理のために血圧値や体脂肪の記入や薬手帳として活用される人が増えています。 医療機関の協力もあり、病院受診の際に提示することや持参することが習慣化している人も増えてきています。
課 題	健康手帳の活用の仕方について、必要性を理解して自分の健康管理のために活用できるよう多くの機会に周知し、今後も促進していく必要があります。

② 健康教育

サービス内容							
生活習慣病・寝たきり・認知症を予防するための知識を得、予防するための改善ができるよう個別や集団で健康教育を実施します。							
事業計画							
自分の健康管理に関心を持ち、行動がとれるきっかけづくりとして事業を展開していきます。各個人の心身の状態に合った内容を検討し、自主的に参加できるような事業（栄養士による調理実習など）も取り入れていきます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
個別健康教育	高 血 圧（人）	0	0%	0	0%	0	0%
	糖 尿 病（人）	1	100%	0	0%	0	0%
	高脂血症（人）	1	20.0%	0	0%	0	0%
	喫 煙（人）	0	0%	0	0%	0	0%
集団健康教育	実施回数（回/年）	21	105%	22	110%	15	75.0%
	実施延人員（人）	295	89.4%	377	104.7%	221	61.4%
介護家族健康教育	実施回数（回/年）	2	100%	1	50.0%	1	50.0%
	実施延人員（人）	23	57.5%	19	47.5%	16	40.0%
現 状	個別健康教育は各個人の状態にあわせた指導が参加者の意欲につながっていると思われ、参加者は数値改善などの行動変容がされています。また平成 20 年度から特定保健指導の対象者に個別にさまざまな働きかけや支援を行っています。 集団健康教育では、一般健康教育の回数と延人数が増えましたが、調理実習や運動教室などの新しい事業が増えたためと思われます。 介護家族健康教育は、「実際に介護している人」と「将来の自分のために」と参加する人の関心は高くなっている状況です。						
課 題	住民への特定保健指導の定着を図るとともに、個別支援にあたるスタッフの技術向上により、対象者が自らの健康状態を自覚し生活習慣改善のための自主的な取り組みができるよう実施していきます。 保健指導、各種検診や健康相談等での住民のニーズも把握しながら各地区、事業所などで健康教育を実施していきます。 生活習慣病やメンタルヘルスなどの疾患を予防するために、栄養、運動面も取り入れた住民の関心が高いテーマを随時取り入れ実施していきます。 また、住民が継続して普段の生活の中に取り入れていけるよう実施していきます。介護家族への支援としての健康教育も継続します。						

③ 健康相談

サービス内容								
個々の健康問題について明らかにし、生活習慣病予防のための行動を生活の中に取り入れることができるよう、問題解決の方法について支援します。一般健康相談と生活習慣病予防のための個別相談を実施します。								
事業計画								
住民の生活習慣病予防と健康の維持を促すための身近な相談の場として実施していきます。住民からのニーズに応じて各地区での毎月の実施と、栄養士の同伴ができる体制づくりを進めていきます。								
健診結果説明会では、来相率のアップを図るとともに、健康管理システムの活用により指導内容を強化していきます。また、相談内容に応じて各担当保健師が対応できるよう役割を明確化していきます。								
区 分			18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
一般健康相談	回 数	計画	100	128%	100	99.0%	100	66.0%
		実績	128		99		66	
	延人数	計画	950	90.9%	950	79.4%	950	55.2%
		実績	864		754		524	
重点健康相談	回 数	計画	33	103%	33	106.1%	33	109.1%
		実績	34		35		36	
	延人数	計画	430	78.6%	430	82.3%	430	77.7%
		実績	338		354		334	
介護家族健康相談	回 数	計画	2	100%	2	50.0%	2	
		実績	2		1			
	延人数	計画	40	57.5%	40	47.5%	40	
		実績	23		19			
現 状	一般健康相談は、地区により集団健康教育とあわせて実施するなど地域性と利用状況から当初計画より減になっています。また地区により実施時期を農閑期にするなどより来所しやすい体制づくりをしています。 重点健康相談は、実績の人数は減少しましたが、予防行動についてのニーズの高まりから個々の相談内容は深いものとなっています。 家庭介護の健康相談は、地域包括支援センターや介護保険で関わる職種が相談を受けることが多くなってきています。							
課 題	地域に入っの健康相談は今後もより、その地域性と住民のニーズを把握しながら、利用しやすい形に変えていく必要があります。今後、各団体からの健康相談にも対応できるようにし、生活習慣病予防に努めます。また、精神面への支援の必要があります。							

④ 健康診査

サービス内容

40 歳以上の町民に対し、生活習慣病及びがんの早期発見・早期治療のため、各種検診や事後指導を行います。

事業計画

生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療を促進し、各事業の中での受診勧奨と受診しやすい体制づくりを今後も継続して実施していきます。主に 40～60 代の脳血管疾患の死亡率の減少と重症化予防のため、頭部検診の勧奨を強化していきます。また、健康管理システムの活用により、個人検診データ管理の徹底と個別指導の強化を図り、検診事後フォローについても徹底して実施していきます。

区 分			18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
・ 基本 健 康 診 査 ・ 特定健康診査及び 後期高齢者健康診査 (H20 年度より)	受診数	計 画	680	88.7%	640	89.1%	500	74.4%
		実 績	603		570		372	
	受診率	計 画	22.0%	93.2%	22.0%	88.6%	22.0%	83.2%
		実 績	20.5%		19.5%		18.3%	
歯 周 疾 患 検 診	回 数	計 画	1	300%	1	300%	1	400%
		実 績	3		3		4	
	延人数	計 画	50	26.0%	50	26.0%	50	50.0%
		実 績	13		13		25	
骨粗しょう症検診	回 数	計 画	1	100%	1	100%	1	100%
		実 績	1		1		1	
	延人数	計 画	70	72.9%	70	67.1%	80	106.3%
		実 績	51		47		85	
頭 部 検 診	回 数	計 画	1	100%	1	100%	1	100%
		実 績	1		1		1	
	延人数	計 画	160	76.8%	160	64.4%	160	75.0%
		実 績	123		103		120	
現 状	年 2 回の総合健診、農協ミニドックにて、基本健康診査が行われています。健康診査は、糖尿病や高脂血症、高血圧、肥満等の生活習慣病を発見できる健診ですが、受診者は横ばい状態です。また、骨粗しょう症検診を乳がん・子宮がん検診と同時実施にし、平成 21 年度からは歯周病検診を総合健診と同時実施にするなど、より住民が受けやすい体制づくりに努めています。							
課 題	壮年期から自己健康状態を知り、生き生きその人らしく人生を送るためには、40～60 代の健診受診率の増加を図る必要があります。 壮年期から義歯を使用している住民が多く、高齢者も多いため、歯科に対する正しい知識の普及を図る必要があります。							

⑤ 機能訓練

サービス内容							
機能訓練として、在宅の脳卒中後遺症患者及び特定疾病患者等に対し、現在の生活機能を維持するとともに、自己の健康管理ができるよう、機能訓練のためのレクリエーションや作業療法を行います。							
事業計画							
心身の機能訓練と病気の再発を防止するために、機能訓練可能な体制づくりや理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職による個別指導の充実を図ります。 また、送迎方法や介護ボランティア等のスタッフ体制を整えます。							
区 分		18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
参加延人数（人）		179	105%	151	88.8%	136	80.0%
65 歳以上実人数（人）		20		14		11	
40～64 歳実人数（人）		1		3		4	
実施回数（回）		15	100%	15	100%	12	80.0%
現 状		介護ボランティアの協力が定着し、利用者と地域の人との交流が図れています。参加者が高齢化している中、新規参加者も徐々に増えています。ケースカンファレンスは随時実施していますが、個別評価までは至っていません。 在宅への訪問リハビリで理学療法士・言語聴覚士による個別指導を開始し、専門的支援を継続しています。					
課 題		新規対象者の把握ができ、タイムリーにリハビリ教室に結びつけられる体制づくりと個別評価を実施できるようにします。 参加者が高齢化した個々の機能の差はありますが、本人に負担のない訓練内容にしていく必要があります。					

⑥ 訪問指導

サービス内容						
療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、その健康に関する問題を総合的に把握し必要な指導を行い、心身機能の低下防止と、健康の保持増進を目的に保健師等が訪問指導を行います。						
事業計画						
生活習慣病を予防するために、継続的な指導と検診事後フォローの充実を図ります。訪問指導を充実するために保健師、栄養士が確実に訪問指導できる体制を整え、指導内容は生活習慣病の予防と自己管理面に重点を置きます。(糖尿病、高脂血症など)						
また1 ケースに他職種が関わることが多いため、ケースカンファレンスなどで情報を共有するとともに連携を強化していきます。介護者の精神面も含めた健康維持を考えながら訪問指導していきます。その他、精神疾患、難病患者等のフォローのために関係機関との連携を密にしていきます。						
区 分	18 年度	進捗率	19 年度	進捗率	20 年度	進捗率
訪問回数 (回/年)	137	119%	110	84.6%	45	28.4%
検診要指導者数 (人)	95	112%	113	132 %	29	32.2%
介護予防対象者 (人)	32	53%	26	37.1%	2	5 %
介護家族 (人)	132	330%	53	106 %	33	132 %
現 状	特定健康診査が始まり、保健指導方法が変わりました。各集会場や保健センターなどに来所し、保健師、栄養士から健診結果を聞き保健指導を受けるため、訪問実施数が減っています。 随時、個別訪問が必要なケースへは、各担当保健師が情報交換をしながら対応しています。 栄養指導の必要な人には、栄養士の訪問を実施しています。					
課 題	介護予防対象者には、認知症やうつ状態などの問題を抱えていることが多いため、対象者の把握に努める必要があります。また、生活習慣病や悪性新生物などの疾患は、早期発見早期介入が必要なため本人にあわせた介入方法により支援が必要になります。 また、他職種との連携を図り在宅生活の支援をしていく必要があります。					

第4章 高齢者保健福祉計画の基本的 な政策目標

1. 基本的目標

町民の最も重要な願いは、生涯を通じて安心して、健康で、快適な、生きがいのある生活を営むことです。この願いを実現するため、町づくりの基本的な目標の柱の一つは、すべての町民が健康で明るく、ゆとりを持ちながら生涯にわたって安定した生きがいをもって暮らすことのできる、温かい心の通う福祉と健康の町づくりです。

高齢になって住み慣れた地域で健康で自立して暮らしつづけ、介護が必要になっても住み慣れた場所で自分らしく誇りを持って安心して過ごすことができる町の実現を目指すため、以下の基本目標を掲げます。

(1) 元気でいきいきと生活できること

はつらつと充実した高齢期を過ごすためには、なによりも健康が基本です。「自分の健康は自らが守り、つくる」といった健康管理意識をもち、自ら取り組む健康づくり活動の日常化と生活習慣改善等、疾病、寝たきり予防に力を入れます。

また、希望や目的を持っていきいきとした高齢期を過ごすため、他人や地域との関わりなど、社会参加が促進できる体制を整備します。

(2) 安心して自分らしく生活できること

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、たとえ介護が必要な状態になっても、できる限り自立して過ごすことができるよう、いつでも必要なときに必要なサービスを選択・利用できる体制の充実を図ります。

高齢者の生活を支援するため、保健・福祉・医療の連携をはじめ、地域支援体制を総合的に整備します。

(3) 互いに認め合い、支えあって生活できること

高齢になっても、たとえ障害をもち介護が必要になっても当町で暮らしつづけていくためには、すべての町民が互いにかけがえのない人間として認め合い、互いに支えあって生活できるような地域社会の実現を推進します。

高齢者の不安や孤独感を解消するため、バリアフリーの推進とノーマライゼーション理念の実現を促進し、温かい心の通う町づくりを目指します。

※バリアフリー：高齢者や障害を持つ人々の社会参加をはばむ社会的・制度的・心理的等、あらゆる面における障壁を取り除くこと。

※ノーマライゼーション：障害を持つ人も持たない人も、ともに地域社会で偏見を持たずに普通に生活することができる社会をめざす考え方。

2. 重点課題

町民が高齢になっても、また、介護が必要になっても、住み慣れた厚沢部町で「元気でいきいきと」と「安心して自分らしく」、そして「互いに認め合い、支えあって」生活できる「温かい心の通う福祉と健康の町」実現のためには、高齢者個々や家族、地域、社会の高齢者を取り巻く環境から、中長期的に取り組むべき課題を整理して克服していかなければなりません。

特に高齢期の最大の不安要因である介護を地域全体で支えていくため、介護保険制度の開始以降4期目にあたる今回の策定に際し、高齢者の支援体制を重点とする課題は次のとおりとします。

(1) 介護予防の推進

老化による機能の低下や障害の発生は避けられないものの、できるだけ健康で自立した生活を送ることは高齢者共通の願いです。また、たとえ支援や介護が必要となっても、進行を防ぎこれを軽減することが重要です。

①健康の保持と疾病の予防

健康な状態をつくりあるいは保ちつづけるため、健康相談、健康診断、健康教育などを通じ、自ら取り組む健康づくりを支援します。

また、高齢者の疾病は介護につながるリスクが高いことから、特に生活習慣と疾病の関連を重視し、個々の健康リスクと改善目標を明らかにするシステムを検討し、食生活改善や生活習慣予防教室、身体運動を推進します。

②寝たきりの予防

要支援、要介護者を含めて、一人暮らしや高齢者のみの世帯の方々に、心身の機能が低下している方を寝たきり状況に進行あるいは悪化させる誘因として、閉じこもりや食を含めた生活習慣のあり方が指摘されています。

訪問指導、機能訓練、自立とQOL（生活の質）を支える効果的なサービスのためのケアマネジメント体制や地域支援体制など、対象者に応じた生きがい支援、生活支援体制をつくりまします。

(2) サービス基盤整備と質的充実

少子高齢、核家族の進行度、高齢者を取りまく状況の変化は当町でも顕著であり、特に介護を必要とする方やその家族が安心して生活していくためには、家族介護者の軽減や支援サービスを、必要なときに身近で受けることができなければなりません。

①居宅サービス量及び質の確保

住み慣れた家と地域で生活していくための支援に重点を置き、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護を中心として、訪問リハビリ、デイケアサービス等、介護保険給付対象サービスの整備も視野に入れ、在宅での「生活の質」を確保する各種サービスの整備に努めます。

②介護者、家族介護

支援あるいは介護が必要な高齢者の一層の悪化を防ぐとともに、日常介護を担当する介護者の心身の負担軽減を支援する取り組みは重要な課題の一つです。

介護者の健康保持、介護技術の習得や相談、サービス利用情報の提供など介護者が安心して介護に臨める体制を整備します。

(3) 認知症高齢者への支援

要介護者のうち日常生活に多少の支障が認められる方が見受けられますが、認知症高齢者に対する支援はきわめて専門性の高い分野であり、医学、看護、福祉、心理等全国的な理論や体系化の研究を待つところが大きいといえます。

当町では認知症高齢者対策として、予防と認知症高齢者及び家族支援の面から取り組むこととします。

①認知症の予防

認知症の発生率は後期高齢者ほど高い傾向を示していますが、認知症そのものの発生原因は必ずしも明らかではありません。しかしながら、老年期は慢性疾患に罹患しやすく、また、喪失体験の時期でもあることから、こうした身体・精神の諸機能の低下は、少なからず認知症の発生に影響を及ぼすものと考えられます。

身体、精神の諸機能の低下を防ぐため、認知症予防との視点をもちながら、在宅にあつては対象者の孤独感や不安の解消、安否確認を目的としたふれあい訪問等の機会を設定します。また、閉じこもりを防ぐ意味からも事業の設定と積極的参加を促進します。

②認知症高齢者、家族支援

認知症の進行を食い止めるための日常生活を支援する方法、技術とスタッフは、より専門性を必要とするため早急の体制整備は難しい問題ですが、家族や地域が認知症に関する正しい知識と理解をもつことができるよう学習の場を設定します。また、家族が介護するにあたってその方法や対応の仕方、サービスの利用方法等について相談を受け、指導する体制を整備します。

認知症高齢者への支援として効果があると考えられているグループホームが整備されており、充実して継続できるよう支援します。

(4) 地域ケア体制の構築

町づくりの基本目標である「ポテト“夢”タウン あっさぶ」は、町民が互いにかねがえない人間として認め合い、支えあって生活できる地域社会の実現が大きな課題となります。

具体的には行政、福祉、医療とともに町内会等の住民組織や団体との連携・協同・役割分担により、高齢者を支える仕組みをつくりあげていく必要があります。

①相談、サービス調整機能の充実

地域包括支援センターを総合相談窓口として、保健福祉行政、介護支援専門員、国保病院医師・看護スタッフ、社会福祉法人等民間団体、民生委員、地域町内会が連携し、効果的、継続的なケアの提供に結び付けます。

②身近な地域における予防、介護支援機能の確保

民生委員、保健推進員等、地域の情報や公的な情報を持ち、伝達する地域のリーダーを核としながら、高齢者が日常生活している身近な地域で、予防、介護支援に結びつく高齢者とのふれあい事業等の実践を促進するとともに、町内会、地域の団体組織等と連携・協同し、地域での声かけ、安否確認体制づくりを行います。

③権利擁護、虐待防止、情報提供

介護保険制度の開始により、利用者とサービス提供者の契約となり、利用者の権利はこの契約の内容によることになりましたが、高齢に伴う心身の状況等から意思の決定能力が低下し、金銭、財政管理能力に問題を生じることも考えられます。

地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心として、民生委員協議会をはじめとする機関、団体、施設、人材等が権利擁護ネットワークを構成し、高齢者の権利擁護システムづくりを行います。

また、全国的に問題となっている、高齢者に関する虐待に関する相談にも対応できるようにするとともに、高齢者虐待に関しても各関係機関との連携を図り、高齢者虐待ネットワークの構築を目指します。

④居住環境等高齢者の生活に必要な社会資本整備

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、個々の住居環境や地域の設備、活動の場の設定や行動支援体制などが必要であり、バリアフリー住宅建設支援体制の創設、シルバー人材センター等高齢者の知識、経験、能力活用機関の利用促進、医療機関への受診支援、冬期間の除雪支援体制などの整備を進めます。

(5) 高齢者の積極的な社会参加

高齢者が自らの経験や知識を活かして、主体的、積極的に他人や地域と関わること、あるいは世代に応じた生活課題に取り組むことは、本人並びに地域社会にとって非常に重要です。

①老人クラブ活動の活性化

地域における高齢者の生きがい活動や健康づくりをより推進するため、町内会、社会福祉協議会等と連携をとりながら会員の加入促進を図り、地域全体でクラブ運営を支援します。

②生涯学習の推進

健康、生きがい、趣味、教養、社会奉仕など、世代に必要な生活課題解決に取り組む学習機会を、教育、保健、福祉、産業、自治等さまざまな分野が連携して設定するなど、高齢者の生涯学習を支援します。

③高齢者能力の活用

自らの人生と町をつくりあげてきた高齢者の知識や技術、経験は町にとって、あるいは町民にとって財産です。シルバー人材センター等高齢者の能力を集積し提供する体制づくりと、日常生活に支援が必要な方々や身近な地域、町内会活動、職場等でその能力を発揮できる条件や体制づくりを一層促進します。

第5章 サービス提供の目標設定

1. 介護保険サービスの目標設定

(1) 65 歳以上人口

(単位：人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
65 歳以上人口	1,566	1,562	1,567	1,572	1,577	1,582
前期高齢者数	750	694	696	698	700	702
後期高齢者数	846	868	871	874	877	880

(2) 要介護認定者数の推計

平成 20 年 10 月時点の要介護認定者数の発生率を基に、平成 21 年度以降の高齢者人口及び認定者数の状況を算出しました。

① 要介護（支援）認定者数

(単位：人)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 21 年度	16	38	47	48	50	40	48	287
平成 22 年度	17	39	47	48	49	39	48	287
平成 23 年度	17	40	47	48	50	39	48	289
平成 24 年度	16	40	47	48	50	39	48	288
平成 25 年度	16	41	47	47	50	39	49	289
平成 26 年度	16	41	48	47	49	39	49	289

(3) 施設・居住系サービス利用者数

要介護認定者数のうち、介護老人福祉施設等の施設・介護専用居住系サービスと介護専用以外の居住系サービスを受ける人数を同じ算出方法で推計いたしました。

① 施設・介護専用居住系サービス

(単位：人)

区 分	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度
施設利用者数	84	84	94	94	94	94
うち要介護 4.5	57	57	63	68	63	63
介護老人福祉施設	54	54	64	64	64	64
介護老人保健施設	26	26	26	30	30	30
介護療養型医療施設	4	4	4			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護専用居住系サービス利用者数	26	26	26	26	26	26
認知症対応型共同生活介護	22	22	22	22	22	22
特定施設入所者生活介護(介護専用)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護	4	4	4	4	4	4

② 介護専用以外の居住系サービス

区 分	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	1	1
特定施設入所者生活介護（介護専用以外）	2	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入所者生活介護	1	1	1	1	1	1

(4) 標準的居宅サービス受給対象者数

要介護認定者数から施設サービス利用者数や認知症高齢者グループホーム利用者数の見込み数を差し引いた人数で、標準的な居宅での介護保険サービスを受ける対象人数です。

(単位：人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	16	17	17
要支援 2	36	37	38
要介護 1	44	44	43
要介護 2	33	33	33
要介護 3	20	19	15
要介護 4	12	11	9
要介護 5	12	12	8
合 計	172	172	163

(5) 標準的居宅サービス受給者数

(4) から入院やその他の事情から要介護認定を受けているものの、介護保険のサービスを利用しない方の数を引いた利用者の実数です。

(単位：人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	14	13	13
要支援 2	24	24	25
要介護 1	37	36	36
要介護 2	30	30	30
要介護 3	12	12	10
要介護 4	9	9	8
要介護 5	4	4	3
合 計	129	128	123

(6) 介護サービス等の量の見込み

(1) ～ (5) で示したサービス対象者数を基に、3 年間の介護サービス量等の見込みを推計しました。全ての居宅介護サービスの必要量が年を追う毎に増加する見込み量となりました。これは介護を必要とする割合が高くなる後期高齢者数が増加することによる自然増によるものが最大要因です。

サービス供給量については、現在サービス体制が整備されていない訪問入浴介護、訪問リハビリ及び一部の介護サービスを除いて、全てのサービスにおいて 100%供給できる体制となっています。

① 居宅サービス、地域密着型サービス及び介護保険施設サービス量表

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護			
	必要量 (回/年)	5,856	5,884	5,927
	供給量 (回/年)	5,856	5,884	5,927
	訪問入浴介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	訪問看護			
	必要量 (回/年)	1,377	1,400	1,402
	供給量 (回/年)	1,377	1,400	1,402
	訪問リハビリテーション			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	居宅療養管理指導			
	必要量 (人/月)	2	2	2
	供給量 (人/月)	2	2	2
	通所介護			
	必要量 (回/年)	4,583	4,673	4,699
	供給量 (回/年)	4,583	4,673	4,699
	通所リハビリテーション			
	必要量 (回/年)	1,008	1,008	1,055
	供給量 (回/年)	1,008	1,008	1,055
	短期入所生活介護			
	必要量 (日/年)	2,217	2,327	2,328
	供給量 (日/年)	2,217	2,327	2,328
	短期入所療養介護			
	必要量 (日/年)	466	477	485
	供給量 (日/年)	466	477	485
	特定施設入居者生活介護			
	必要量 (人/月)	2	2	2
	供給量 (人/月)	2	2	2
	福祉用具貸与			
	必要量 (件/年)	253	256	234
	供給量 (件/年)	253	256	234
	特定福祉用具販売 (件/年)	12	12	12

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	認知症対応型通所介護			
	必要量 (回/年)	79	81	82
	供給量 (回/年)	79	81	82
	小規模多機能型居宅介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	認知症対応型共同生活介護			
	必要量 (人/月)	22	22	22
	供給量 (人/月)	22	22	22
	地域密着型特定施設入所者生活介護			
	必要量 (人/月)	4	4	4
	供給量 (人/月)	4	4	4
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	必要量 (人/月)			
	供給量 (人/月)			
住宅改修 (件/年)		12	12	12
居宅介護 (人/月)		84	86	82
介護保険 施設サ ー ビ ス	介護老人福祉施設 (人/月)	54	54	64
	介護老人保健施設 (人/月)	26	26	26
	介護療養型医療施設 (人/月)	4	4	4

② 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス量表

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居 宅 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護			
	必要量 (件/年)	299	299	303
	供給量 (件/年)	299	299	303
	介護予防訪問入浴介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防訪問看護			
	必要量 (回/年)	193	221	225
	供給量 (回/年)	193	221	225
	介護予防訪問リハビリテーション			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防居宅療養管理指導			
	必要量 (人/月)			
	供給量 (人/月)			
	介護予防通所介護			
	必要量 (件/年)	302	306	303
	供給量 (件/年)	302	306	303
	介護予防通所リハビリテーション			
	必要量 (件/年)	40	42	43
	供給量 (件/年)	40	42	43
	介護予防短期入所生活介護			
	必要量 (日/年)	56	56	57
	供給量 (日/年)	56	56	57
	介護予防短期入所療養介護			
	必要量 (日/年)	212	216	219
	供給量 (日/年)	212	216	219
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	必要量 (人/月)	1	1	1
	供給量 (人/月)	1	1	1
	介護予防福祉用具貸与			
	必要量 (件/年)	86	85	86
	供給量 (件/年)	86	85	86
	特定介護予防福祉用具販売 (件/年)	2	2	2

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防認知症対応型共同生活介護			
	必要量 (人/月)	1	1	1
	供給量 (人/月)	1	1	1
住宅改修 (件/年)		2	2	2
居宅介護 (人/月)		32	32	32

2. 日常生活圏域・地域密着型サービスの設定

(1) 日常生活圏の設定

当町は下地区、館地区、鶉地区の3地域の範囲に区分されており、町の基盤整備の状況においては、介護老人福祉施設（あっさぶ荘30床）、認知症高齢者グループホーム巴（2棟18床）、デイサービスセンター（赤沼町）が下地区にあります。また、居宅介護サービスの事業所は3ヶ所（社会福祉法人と民間事業所）、さらには、訪問看護ステーションも町内に設置され、基盤は充実していることから、日常生活圏の設定においては町内一円とします。

圏域名	面積	人口	高齢者人口	認定者数	サービス基盤	
					介護保険3施設+居住系サービス	地域包括支援センター
厚沢部町	460.42k m ²	4,724人	1,570人	281人	・介護老人福祉施設(30床) ・認知症高齢者グループホーム(18床) ・短期入所(6床) ・デイサービスセンター	町内一円

(2) 地域密着型サービスの設定

平成18年の介護保険法の改正により、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを類型化し、町が事業者の指定及び指導・監督を行っています。地域密着型サービスの対象となるのは、以下の6種類のサービスです。

- ①小規模多機能型居宅介護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム)
- ④地域密着型特定施設入居者生活介護
(小規模(定員29人以下)の介護専用型特定施設)
- ⑤認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
- ⑥認知症対応型通所介護

地域密着型サービスの報酬及び基準は厚生労働大臣が定めていますが、町が一定の範

圏内で変更することができることとしており、地域の実情に応じた報酬及び基準の設定が可能です。

事業所の指定又は指定拒否、指定基準又は介護報酬の変更に当たっては、高齢者や事業者、保険・医療・福祉関係者、学識経験者が参加する協議会（介護保険事業計画策定委員会等の活用も含む）の意見を聴くなど、公正かつ透明性の高い制度運営も確保し、検討していく必要があります。

3. 目標達成のための方策

(1) 見込み量確保のための方策及び円滑なサービス提供のための事業

サービス供給にあたっては、町内事業者で対応できるものと、近隣市町もしくは全道的な事業展開をする事業者が提供する場合があります。

例えば、訪問介護の 24 時間体制や巡回型の対応については、町直営の事業所での対応は難しい状況です。このような場合には、民間の訪問介護事業所で対応できるよう調整を図っていきます。

また、多様化する利用者のニーズに的確に応えられるよう、関係機関との連携を図りながらサービスが供給されるよう進めていくことが求められますし、同時にどのようなサービスが利用できるのか利用者サイドに立った情報提供を進めます。

さらに、現在実施しているサービスについては、質的向上を図るため各種研修機会を設定し、利用者が安心してサービスを受けられるよう努めます。

(2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・あっさぶ荘）の増床整備

南檜山圏域における特別養護老人ホームの入所定数は5施設で290人となっており、内訳は、えさし荘130人、かみのくに荘50人、おとべ荘50人、おくしり荘30人、あっさぶ荘30人となっています。

圏域における平成23年度におけるサービス見込み量は312人であり、22人の供給が不足となります。

この受入れ整備にあたっては、厚沢部町以外に計画がなく、また、新規参入事業所もないことから、20人の余剰分サービス量については、圏域の合意のもとで厚沢部町のサービス量とし、具体的にはサービス事業所である厚沢部福祉会が運営するあっさぶ荘で第4期中に20床の増床を見込んでいます。

また、これにより待機者の増加の緩和を考慮し、早い年度での増床整備が必要です。

(3) 地域密着型サービスの整備目標

第4期における地域密着型サービスの整備については、次のとおり目標設定するものとします。なお、整備数は町内におけるサービスの整備目標であり、「第5章サービス提供の目標設定」の(6)介護サービス等の量の見込み量とは異なります。

区 分		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
夜間対応型訪問介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数	1(2ユニット)	1(2ユニット)	1(2ユニット)	1(2ユニット)
	必要利用定員総数	18人	18人	18人	18人
	定員数	18人	18人	18人	18人
認知症対応型通所介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人

4. 介護保険給付費の見込み

(1) 事業費総額

介護サービス量等の見込みで示した数値に現行の費用額を乗じて、保険料算定の基礎となる平成 21 年度から平成 23 年度までの事業費の見込みを推計しました。

前計画よりも訪問介護、通所介護の給付額が増加しています。施設サービス、高額サービス等給付費及び特定入所者介護サービス費等給付額を含めた施設、介護専用居住系サービスに係る割合は、68.8%程度占めています。介護保険料を抑えるためには、施設、介護専用居住系サービスに係る費用を抑える必要があります、そのために今後さらに居宅サービスや生活支援事業費等を充実させる必要があるといえます。

居宅サービス、地域密着型サービス及び介護保険施設サービスの給付表

(単位：円)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	訪問介護	26,954,201	27,061,144	27,235,853
	訪問入浴介護			
	訪問看護	11,887,998	12,072,308	12,157,930
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導	20,560	20,560	20,560
	通所介護	28,417,354	28,939,495	28,944,964
	通所リハビリテーション	7,934,032	7,944,343	8,209,968
	短期入所生活介護	16,351,078	17,187,154	17,231,036
	短期入所療養介護	4,411,312	4,523,447	4,591,901
	特定施設入居者生活介護	1,480,320	1,480,320	1,480,320
	福祉用具貸与	2,570,226	2,592,051	2,603,667
	特定福祉用具販売	555,120	555,120	555,120
	(A) 合計	100,582,201	102,375,942	103,031,319
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			
	認知症対応型通所介護	807,653	828,100	838,324
	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護	68,333,052	68,333,052	68,333,052
	地域密着型特定施設入居者生活介護	10,291,925	10,291,925	10,291,925
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	(B) 合計	79,432,630	79,453,077	79,463,301
住宅改修(C)		370,080	370,080	370,080
居宅介護支援(D)		12,497,036	12,802,044	12,781,946
介護保険施設サービス	介護老人福祉施設	181,720,752	181,720,752	214,948,015
	介護老人保健施設	89,183,359	89,183,359	89,183,359
	介護療養型医療施設	17,607,173	17,607,173	17,607,173
	(E) 合計	288,511,284	288,511,284	321,738,547
介護給付費計(小計) I (A～E)		481,393,231	483,512,427	517,385,193

介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの給付費表

(単位：円)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	介護予防訪問介護	2,757,127	2,754,053	2,792,552
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護	1,583,826	1,835,419	1,870,745
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所介護	11,074,468	11,183,225	11,195,133
	介護予防通所リハビリテーション	944,609	991,839	1,015,454
	介護予防短期入所生活介護	427,730	427,730	435,368
	介護予防短期入所療養介護	1,428,200	1,451,135	1,472,209
	介護予防特定施設入居者生活介護	786,494	786,494	786,494
	介護予防福祉用具貸与	464,656	462,600	468,768
	介護予防特定福祉用具販売	41,120	41,120	41,120
	(A) 合計	19,508,230	19,933,615	20,077,843
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1,492,656	1,492,656	1,492,656
	(B) 合計	1,492,656	1,492,656	1,492,656
住宅改修(C)		205,600	205,600	205,600
介護予防支援(D)		1,748,628	1,753,254	1,781,010
予防給付費計(小計)Ⅱ(A～D)		22,955,114	23,385,125	23,557,109
総給付費(合計)Ⅲ(I＋Ⅱ)		504,348,345	506,897,552	540,942,302

標準給付費表

(単位：円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
総給付費	504,348,345	506,897,552	540,942,302	1,552,188,199
特定入所者介護サービス費等給付費	36,542,400	37,411,800	37,846,500	111,800,700
高額介護サービス費給付費	19,022,930	19,270,624	19,518,319	57,811,873
算定対象審査支払手数料	387,000	390,600	392,400	1,170,000
審査支払手数料支払件数	5,160 件	5,208 件	5,232 件	15,600 件
標準給付費見込額(A)	560,300,675	563,970,576	598,699,521	1,722,970,772

(2) 地域支援事業費

介護保険法の改正に伴い、平成 18 年度から地域支援事業を実施しています。地域支援事業費には上限額があり、平成 21～23 年度の上限割合はそれぞれ標準給付費見込額 3.0%以内と定められており、上限額を超えた場合、町の一般財源で負担することとなります。当町の地域支援事業費は、被保険者の負担、町の負担等を勘案し、下記のとおり
に推計しました。

地域支援事業費表

(単位：円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
地域支援事業費 (B)	16,300,000	16,300,000	17,400,000	50,000,000
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%

(3) 第1号被保険者保険料

標準給付費及び地域支援事業費により第1号保険者の介護保険料を以下のとおり算出しました。第3期よりも保険料が下がっています。増減要因として以下の点が挙げられますが、その中で主たる要因としては準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金を取り崩し、保険料を軽減したためです。

- ①介護保険利用者の増及び利用頻度の増
- ②第1号被保険者の負担割合の増（19%から20%に1ポイントの増）
- ③第1号被保険者の増
- ④準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の取り崩し

第1号被保険者保険料表

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
第1号被保険者数	1,566人	1,562人	1,567人	4,695人
前期（65～74歳）	720人	694人	696人	2,110人
後期（75歳～）	846人	868人	871人	2,585人
所得段階別加入割合				
第1段階	3.3%	3.3%	3.4%	3.3%
第2段階	28.6%	28.7%	28.8%	28.7%
第3段階	19.7%	19.7%	19.8%	19.7%
第4段階	24.5%	24.5%	24.4%	24.5%
第5段階	18.3%	18.2%	18.1%	18.2%
第6段階	5.6%	5.5%	5.5%	5.5%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	52人	52人	53人	157人
第2段階	448人	449人	451人	1,348人
第3段階	308人	308人	310人	926人
第4段階	383人	383人	383人	1,149人
第5段階	287人	284人	284人	855人
第6段階	88人	86人	86人	260人
合 計	1,566人	1,562人	1,567人	4,695人
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（B）	1,355人	1,349人	1,352人	4,055人

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
標準給付費見込額	560,300,675 円	563,970,576 円	598,699,521 円	1,722,970,772 円
第 1 号被保険者負担分相当額	115,320,135 円	116,054,115 円	123,219,904 円	354,594,154 円
調整交付金相当額	28,015,034 円	28,198,529 円	29,934,976 円	86,148,539 円
調整交付金見込交付割合	9.48%	9.50%	9.53%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9022			
所得段階別加入割合補正係数	0.8603	0.8590	0.8575	
調整交付金見込額	53,117,000 円	53,577,000 円	57,056,000 円	163,750,000 円
財政安定化基金拠出金見込額				
財政安定化基金拠出率	0.0%			
財政安定化基金償還金				
準備基金の残高(平成 20 年度末の見込額)				69,818,117 円
準備基金取崩額				68,529,844 円
介護従事者処遇改善臨時特例基金				3,421,156 円
臨時特例基金取崩額				3,421,156 円
審査支払手数料差引額				
市町村特別給付費等				
市町村相互財政安定化事業負担額				
市町村相互財政安定化事業交付額				
保険料収納必要額				205,041,693 円
予定保険料収納率	98.00%			
保険料Ⅳ(月額)				4,300 円

所得段階層別保険料月額（年額）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 段階 (町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者等)	基準額×0.5 2,150 円 (25,800 円)		
第 2 段階 (町民税非課税(世帯)で年金収入等の合計所得額が 80 万円以下の方)	基準額×0.5 2,150 円 (25,800 円)		
第 3 段階 (町民税非課税(世帯)で第 2 段階以外の方)	基準額×0.75 3,225 円 (38,700 円)		
第 4 段階 町民税非課税(本人は非課税で世帯に町民税課税対象者が在住している方)	基準額 4,300 円 (51,600 円)		
第 5 段階 町民税課税者(所得額 200 万円未満の方)	基準額×1.25 5,375 円 (64,500 円)		
第 6 段階 町民税課税者(所得 200 万円以上)	基準額×1.5 6,450 円 (77,400 円)		

(4) 第 1 号被保険者保険料の推計方法

第 1 号被保険者の介護保険料は、基本的に介護保険サービスの自己負担分を除いた経費の内の 20%相当分になります。ただし、要介護状態になりやすい後期高齢者の数が全国平均よりも大きく、所得階層が全国平均よりも低いために必要な保険料が収納できない場合には調整交付金（公庫支出金）により、手当てされることになります。

また、当町の各段階の負担割合は、国の基準に沿った割合としています。

以下に保険料算定の流れを示します。

- ①標準給付費見込額 1,722,970,772 円×25%（第 1 号被保険者負担率 20%＋全国平均の調整交付金交付割合 5%）＋地域支援事業費見込額 50,000,000 円×20%
＝440,742,693 円
- ②440,742,693 円－163,750,000 円（調整交付金見込額）＝276,992,693 円
- ③276,992,693 円＋ 0 円（財政安定化基金拠出金）＝276,992,693 円
- ④276,992,693 円－ 71,951,000 円（準備基金等取崩額）＝205,041,693 円
- ⑤205,041,693 円÷98.00%（保険料収納率）÷4,055 人（所得段階別加入割合補正後被保険者数）÷12 月＝4,300 円

(5) 第3期から第4期における介護保険料の変動

第3期から第4期における基準月額保険料の変動については、次のとおりとなっています。

第3期の 基準月額 保険料	第4期の基準月額保険料				
	自然体	介護報酬改定後	特例交付金により2年間上昇分を抑制		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
5,025円	4,202円	4,345円	4,202円	4,273円	4,345円



第4期・3年間で平準化した場合の保険料
4,300円

(項目の説明)

- ・自然体・・・第3期のサービス給付実績を踏まえ、第4期の給付見込額から算出。
- ・介護報酬改定後・・・報酬改定による給付費の増加分を見込み、算出。
- ・特例交付金により2年間上昇分を抑制・・・介護従事者処遇改善臨時特例交付金により、平成21年度と平成22年度の保険料上昇分を抑制して算出。
平成23年度は本来の保険料額。
- ・3年間で平準化した場合の保険料・・・特例交付金により3年間それぞれに軽減する方法から、3年間で同一に軽減することとして算出。
- ・その他・・・第4期の保険料を算出するにあたっては、準備基金を取り崩すことを前提としています。

第6章 介護予防・保健・福祉サービス事業の整備

1. 介護予防事業

(1) 介護予防対策

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう、寝たきりや認知症になることを予防するため、各種予防教室や訪問指導活動、など介護予防に重点を置いた事業を実施し、高齢者一人ひとりに合った介護予防対策を積極的に推進していきます。

○転倒予防教室

生活機能評価で転倒の危険性があると判断された高齢者や腰、膝、骨粗しょう症、尿失禁等で不安のある人に対して、理学療法士による運動機能訓練や指導を行います。

○元気はつらつ教室

一般の高齢者を対象に、運動指導士による筋力維持のための運動やバランス機能の維持を目的とした運動指導事業を、集団で行います。

○さわやか教室

生活機能評価で栄養面や軽度認知症に不安のある高齢者や、運動機能の低下が心配な高齢者を対象に、栄養面でのこと、口腔ケアに関すること、認知症予防に関すること、運動機能の向上・維持に関することなどを、教室で総合的に行います。

○訪問型介護予防事業

通所による各教室に参加することができない高齢者を対象に、理学療法士・言語聴覚士・作業療法士が自宅に訪問し、身体状況の把握や個別の状況に応じた訪問リハビリを実施します。

○介護予防普及啓発事業

各種教室の対象とならない、一般の高齢者及び一般町民を対象に、介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するための介護教室の開催や、パンフレット等を作成し、介護予防に関する意識の啓発を行います。

○生きがいデイサービス

介護保険で「非該当」と認定された人や、在宅で外出する機会が減り交流があまりもてなくなっている人等を対象に、地区毎にデイサービスを実施していきます。

一人で家に閉じこもりにならないで、趣味・創作活動等同じ目的で高齢者相互が集まることは、寝たきりや認知症の予防として効果があり、生きがいづくりとなります。

広域な地域なので送迎体制を整え、町内の温泉や、保健福祉センターを利用して実施していきます。

○ 介護予防用具給付事業

高齢者の寝たきりの予防対策として、転倒防止事業が必要となります。転倒が心配される人に、外出時の安全の確保、活動機会の増進等を目的として、シルバーカーや杖などを給付し、高齢者の自立した生活を支援していきます。

(2) 保健福祉総合センター

在宅の高齢者等を対象として、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上、健康増進のための事業を実施するため、拠点となる施設として活用されています。

高齢者が要介護状態にならないための予防事業や、将来に向けた生きがいづくり、健康づくりなどを推進します。

○ 業務内容

- ・ 介護予防事業
- ・ 健康増進のための事業
- ・ 介護知識や、介護方法などを普及する事業
- ・ 生きがいデイサービス

○ 実施方法

町の保健福祉総合センターを中核として計画し、事業を展開していきます。

地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力し生きがいデイサービスの実施、各介護予防教室、介護教室、リハビリ教室などを開催していきます。

他にも地域の集会施設を有効に活用し、高齢者が自分の足で出向ける範囲での各事業を展開していきます。

2. 健康増進事業

(1) 健康増進事業

町民が主体的な健康づくりができ、心豊かに生き活きと生活し健康寿命が延びるよう、個々にあった健康増進事業を推進していきます。

○健康診査

心臓病・脳卒中・糖尿病、高血圧などの生活習慣病のスクリーニングを行い、疾患を早期に発見することを目的としています。また単に「要医療者」の発見だけでなく、受診者を健康相談・健康教育など必要な事業につなげて、自分の日常生活を振り返り、健康管理に関する自覚を高め、疾病を予防することも目的にしています。

①特定健康診査・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳～74歳の町民に対しメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、該当者には特定保健指導を行い生活習慣病発症の防止努めます。同時に65歳以上の受診者には生活機能評価を行い、要介護状態に移行するリスクの高い特定高齢者の発見に努めます。

②後期高齢者健康診査

75歳以上の町民に対し、北海道後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を行います。

③がん検診

健康を保持するため、各種がん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）を実施し、がんの早期発見に努めます。

④骨粗しょう症検診

骨粗しょう症の早期発見・早期治療を図り、転倒による骨折などの予防に努めます。

⑤頭部検診

町民が脳血管疾患に関心を持ち、受診行動を起こし、脳血管疾患の早期発見・早期治療に努めます。

⑥歯周疾患検診

自分の口腔内の状態を理解し、歯周病が全身に及ぼす影響や口腔ケアに関心が持てるよう努めます。

○健康手帳の交付

特定健康診査・特定保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てるため交付に努めます。

○健康教育

生活習慣病の予防・健康づくり等、健康づくりに関する正しい知識を広く普及することにより町民自らが「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、壮年期からの健康の保持増進に努めます。

○健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、その中で自らの生活を振り返り、自分自身が満足して生活してゆける方法を自己決定できるような情報提供・助言を行い日常生活での自己健康管理ができるよう努めます。

○機能訓練

傷病により医療的リハビリテーションを行った後に、生活機能の回復や社会復帰を目指して、人との円滑な交流を図り疾病や障害を持ちながらも地域社会で過ごすことができるように努めます。

○訪問指導

保健師が療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対し、その家庭環境や生活状況を把握した上で必要な保健指導を行い、対象者の心身機能低下の防止と健康の保持増進を図るよう努めます。

○高齢者インフルエンザ予防接種

予防接種法に基づき予防接種を行い、インフルエンザの罹患や重症化、蔓延防止に努めます。

3. 高齢者生活支援事業

(1) 高齢者生活支援事業

高齢者にとって、「生きがい」や「楽しみ」を持って安全に生活することが、健康を保持していくうえで重要なことです。このような観点から、「介護予防事業」と適切に組み合わせつつ、次のような生活支援事業を行います。

①移送サービス

当町は広域であるうえに交通の便が悪く、公共交通機関の利用が困難な高齢者に対し、医療機関、その他これに準ずるものと認められる場所までの送迎を行います。

②特別移送サービス

一般車両での通院等が困難な高齢者に対して、リフト付車両（昇降機能付の特殊車両）を運行し、病院や施設への送迎を行います。

③除雪サービス

独居や体が不自由な高齢者で除雪が困難な世帯に対し、冬期間における日常生活を維持するため除雪を行い、生活の安全を確保します。

④入浴サービス

当町には3地区に入浴施設がありますが、高齢者のみの世帯で移動手段がなく、また、自宅に浴室がない老人は入浴機会の確保が困難です。入浴機会の確保は身体衛生面の効果と生きがいづくりに重要な役割を果たしていることから、今後も継続して入浴施設への送迎を実施し、入浴機会を提供します。

⑤給食サービス

食事の調理が困難な高齢者に対し、健康維持のためバランスのとれた食事を定期的に提供することが必要となります。今後も栄養のバランスに配慮した配食を継続して実施し、高齢者の健康維持増進を図るとともに、定期的に食事の提供を行うことにより、高齢者の孤独感解消及び安否確認をサービス従事者によって実施していきます。

⑥介護用品支給事業

在宅の寝たきりや重度の認知症高齢者の家族の身体的負担及び経済的負担を軽減するために介護用品（紙おむつ、清拭用品など）を支給します。

⑦緊急通報システム設置事業

当町では年々、独居・老夫婦世帯が増加しており、安否の確認、緊急時の対応が課題となっています。このようなことから、在宅での生活に不安のある方に対し、災害等緊急時の救護体制を確保するため、緊急通報電話機を貸与し、安全性の確保を図ります。緊急時には消防署の迅速な対応と、近隣に協力員を配置することで、地域住民の協力による老人の安否確認を行います。

⑧特別入浴事業

現在は訪問入浴の体制整備ができていないため、代替となるサービスが必要となります。家庭の浴槽では寝たきり老人への対応が困難なことから、自宅での入浴が困難な方に対し、清潔保持と快適な生活を支援するため、特殊浴槽での入浴機会の提供を行います。

⑨家事援助サービス事業

日常生活等に援助が必要な高齢者に対し、生活支援と不安の緩和を行うため、居宅にヘルパーを派遣し家事援助、身体介護などのサービスを提供します。

⑩寝具乾燥サービス事業

寝たきりで寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、衛生に配慮した寝具を提供し、床ずれ・感染の予防を促進することが課題です。当町では厚沢部町社会福祉協議会へ委託し、寝具乾燥サービスを実施するとともに、希望者には年1回の寝具の丸洗いを実施し、保健衛生に配慮した生活環境を確保し、在宅要援護者の生活の質の向上を図ります。

⑪訪問理髪事業

寝たきり等で理美容店に行くことが困難な高齢者に対し、快適で清潔な日常生活を保つことができるよう居宅を訪問し、洗髪・散髪等の理美容のサービスを必要に応じて提供します。

⑫老人短期入所事業

介護保険法の中では決められた回数のみ利用できることになっていますが、介護者の負担軽減や、緊急時の事情により利用が必要な方に対し利用回数を上乗せして町内の特別養護老人ホームを利用して実施します。

老人福祉事業計画数

区 分			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
●施設サービス					
養護老人ホーム	サービス量の見込	措置者数(人)	12	12	12
	施設整備の見込	ヶ所			
		定員数(人)			
軽費老人ホーム					
A型	サービス量の見込	措置者数(人)			
	施設整備の見込	ヶ所			
		定員数(人)			
B型	サービス量の見込	措置者数(人)			
	施設整備の見込	ヶ所			
		定員数(人)			
生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）	サービス量の見込	措置者数(人)			
	施設整備の見込	ヶ所			
		定員数(人)			
生活支援ハウス （高齢者生活支援センター）	サービス量の見込	措置者数(人)			
	施設整備の見込	ヶ所			
		定員数(人)			
地域包括支援センター		1 ヶ所	1	1	1
老人福祉センター		1 ヶ所	1	1	1
その他		人			
高齢者等グループホーム		人			
高齢者支援住宅・福祉寮		人			
シルバーハウジング		人			
高齢者向け優良賃貸住宅・登録住宅		人			
高齢者向け公営住宅		戸	50	50	50
その他（高齢者生活支援寮）		10 人	10	10	10

第7章 高齢者保健福祉に関する体制 の整備

1. 高齢者保健福祉サービス提供のための体制づくり

高齢者を地域で支える体制の構築を目標に掲げていますように、「心が通い合いいきいきとしたふるさとづくり」実現は、一般行政、保健、福祉、医療とともに町内会等の住民組織や団体との連携・共同・役割分担により、サービス提供体制の充実をはじめ、高齢者を支える仕組みをつくりあげることが必要です。

高齢者の保健・福祉・医療などのサービスについては、町が直接提供する各種のサービス、介護保険該当者に民間が提供するサービス、地域や関係機関等が支援するサービス等があり、これらの実施体制を以下のとおり推進します。

(1) 行政組織

①地域包括支援センター

介護保険法の改正により、平成 18 年度から「地域包括支援センター」が市町村の責任主体のもと、町直営で設立されました。

運営財源は、介護給付費の一定割合を充当する地域支援事業交付金が当てられています。

地域包括支援センターは、高齢者の状況や変化に応じて、介護サービスや、保健・福祉・医療サービス等の様々な支援が、継続的かつ包括的に提供されるように調整し、地域住民との連携や、関係者の連絡調整をする等、サービスや支援のコーディネートを行う機関となります。総合的な相談援助に加え高齢者に対する権利擁護、虐待防止に対する相談にも対応するとともに、継続的包括的マネジメントをしていきます。

また、軽度要介護者・特定高齢者・一般高齢者を対象とした、介護予防を強化するための「地域支援事業」を展開します。

〈地域支援事業〉

- 特定高齢者、一般高齢者を対象とした通所型の「運動機能回復事業」や認知症・低栄養・口腔ケアに対する教室の開催。
- 通所による参加が困難な方に対しての理学療法士・言語聴覚士・作業療法士による訪問リハビリ事業。
- 住民に広く介護予防に関する知識の啓発を行うための「介護教室」の開催や、制度周知のためのパンフレットの配布。
- 一時帰宅する際の在宅生活・在宅介護へ向けた支援として、「一時帰宅支援事業」。

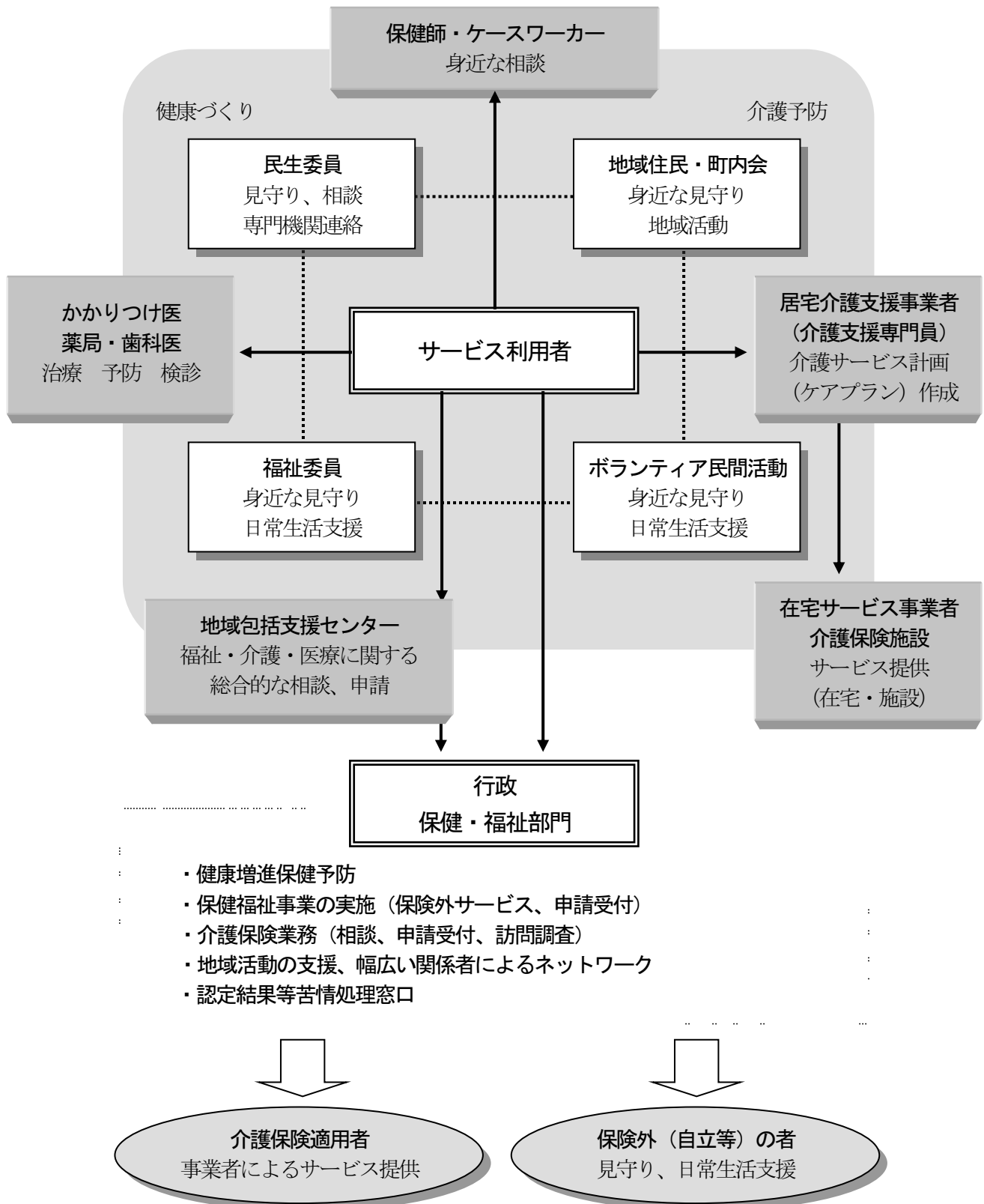
②サービスの供給量確保、人材確保・支援対策

介護福祉資源の公平な分配、サービスの需要調整・供給量確保。

介護保険制度創設以降 4 期目にあたる今期に提供されるサービスに関しては、町は

引続き、環境整備、全体調整、サービス水準の監視の役目を担います。当面の対策としては、地域の介護福祉資源の公平な分配、サービスの需要調整、供給量確保を行います。高齢者のサービス需要に関する定期的な意識調査も実施します。

サービス提供までの流れ



(2) 高齢者情報の集約と活用体制

厚沢部町地域ケア会議を定例に開催し、保健・福祉・医療・介護の様々な検討内容を、各専門委員で協議していきます。

また、サービスを必要とする高齢者に、有効な保健福祉サービスを的確に提供できるよう、サービス調整会議を随時開催し、検討していきます。これらの会議で決定するには、対象者の的確な情報が必要となります。

高齢者の実態把握、情報の集約は、地域包括支援センターが中心となり推進していますが、今後も個人情報としてのセキュリティの十分な配慮のもと、福祉、介護、健康増進、国保病院、消防等関係部署が適切なサービス提供に活用できる体制をつくります。

(3) サービスの点検と苦情処理

介護保険の開始により、介護を必要とする高齢者等は、自らの意思でサービスを選択し、利用者と提供者の合意、契約に基づき実施されています。

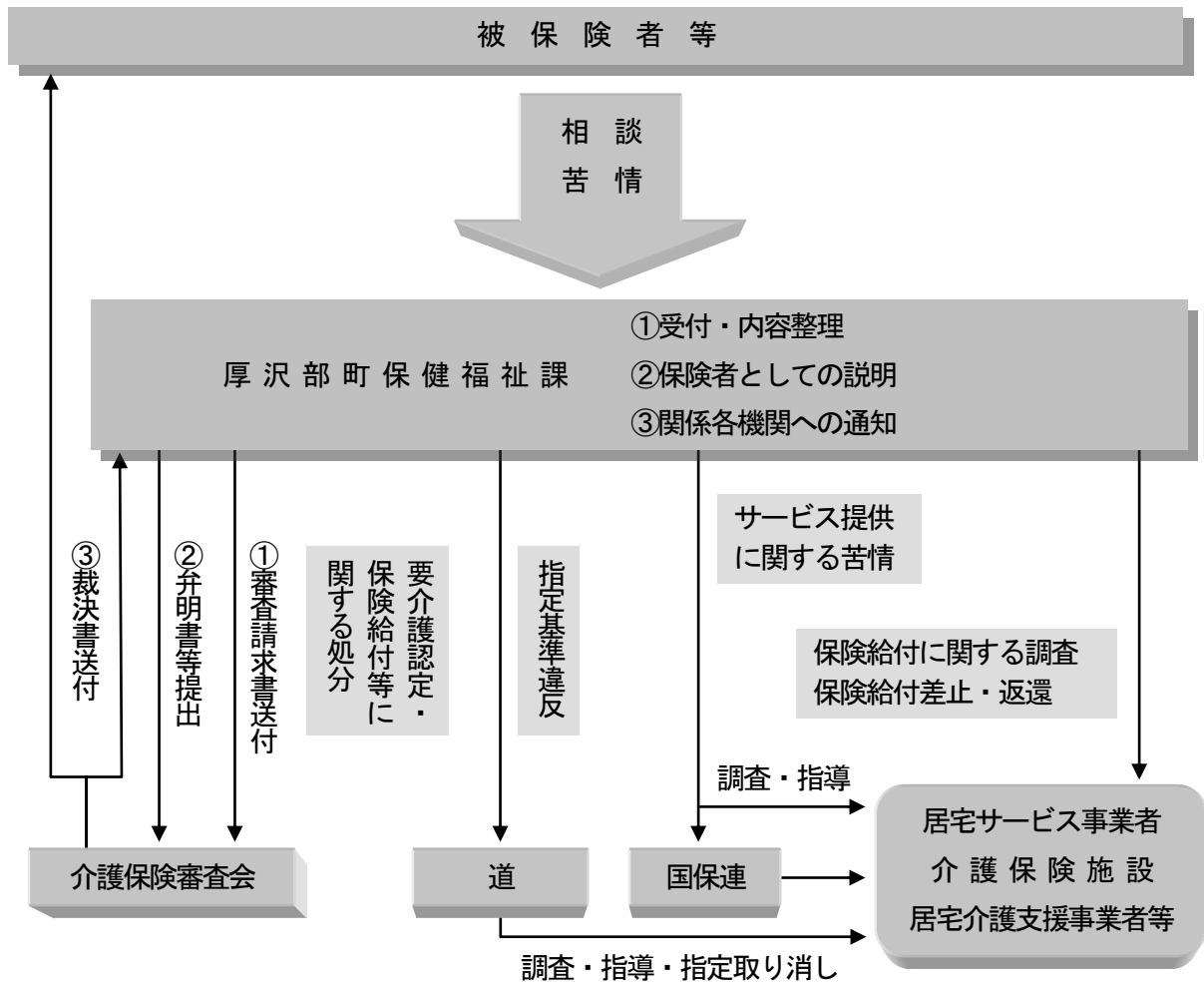
しかし、サービスを受ける高齢者等は心身に障害を有し、時には期待通りのサービスであるかどうかの判断ができないことや不満があっても遠慮してしまうことが考えられます。

介護保険事業を進める責任を持つ町では、自己作成の場合を含めて、サービス計画作成の段階から地域ケア会議で検討し、サービス開始後の点検とサービスの調整、見直しについて利用者・家族と相談して決定していきます。

また、認定調査や要介護度の判定、サービスを含めて介護保険全般に関する疑問や苦情については、北海道介護認定審査会と北海道国民健康保険団体連合会に受付処理窓口がありますが、町では介護保険係と地域包括支援センターが直接の窓口となって問題点等を整理し処理します。

なお、福祉全般については地域でのより身近な相談窓口として民生委員がその役割を担っており、介護保険についても行政やサービス事業者を除く第三者機関がサービスの点検や苦情処理窓口となるオンブズマン制度実施を検討していきます。

介護保険に係わる苦情等の処理フロー



2. 地域との連携による支援体制づくり

高齢者が生活していくためには、行政や介護等サービス事業者に加えて高齢者が生活する身近な地域での支援が重要です。

今後は、地域のさまざまな機関、団体等と連携するとともに、新たな地域資源の養成を図ります。

(1) 社会福祉協議会

全国社会福祉協議会が策定している「新・社会福祉協議会基本要項」には、市町村社会福祉協議会自ら整備する目標として掲げる機能として、ア．住民要求や福祉課題を明らかにし、住民活動を推進する機能、イ．さまざまな社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能、ウ．福祉サービスの企画・実施機能があります。

当町においては、地域の福祉問題を自らの手によって考え解決する民間の自主組織である社会福祉協議会としての使命を重視し、福祉行政や介護保険サービス事業と役割分担をする中で、従来取り組んできた福祉サービスの充実はもちろん、特に住民活動を推進する機能の強化を図れるよう連携します。

〈福祉サービスの企画・実施〉

- 心配事相談事業の展開 ○ふれあい交流会 ○福祉サービス事業利用援助事業
- 生活援助資金貸し付け ○在宅介護者の集い
- 生活福祉資金貸し付け ○共同募金事業への協力
- ホームヘルプサービス（訪問介護、身障者、精神障害者の実施）
- 居宅介護支援事業（ケアプランの作成、相談、調整等）

〈住民活動の推進〉

身近な地域における日常的な予防、介護支援の主役は身近な地域住民の方々であることが高齢者にとって望ましく、こうした視点から住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支えあう地域社会づくりの牽引役として社会福祉協議会に大きな期待が寄せられています。町民の意識高揚、住民活動の奨励、支援事業がさらに拡大され、新たな地域資源が確保されるよう関係機関等との一層の連携を図ります。

- ボランティア教育の奨励
- ボランティア団体の育成
- 高齢者生活支援事業等の拡大（給食、入浴、移送、生きがいデイ、家事援助等）
- ボランティア研修への参加

〈財源の確保と事務局体制の充実〉

社会福祉協議会が、その役割に応じて各種事業を拡大展開していくためには、財源の確保が大きな課題です。協議会の自主財源は各町内会からの会費や寄付金、介護報酬などであり、今後も大幅な伸びは期待できないことから、運用財産の確保と活用を図る必要があります。

(2) 民生委員

民生委員は、地域にあって住民の生活状態や福祉ニーズを直接把握できる立場にあり、相談を受け、助言を行うとともに、住民と行政、関係機関のパイプ役として重要な役割を持っています。

特に、介護保険が利用者とサービス提供者の契約となることから、対象者である高齢者が意思の決定、金銭・財産管理能力に低下をきたした場合の権利擁護を支援することなど、新たな課題も生じており、今後も民生委員情報が行政、関係機関等に伝わり、あるいは行政、関係機関の福祉情報が民生委員に確実に伝わって、高齢者等の生活支援に適切に結びつく体制の強化は欠かすことができません。

定期的な民生委員協議会に行政福祉担当者、地域包括支援センター、福祉介護担当者等が積極的に情報提供し、あるいは委員からの情報を得、地域支援体制による適切なサービス調整に結びつくよう連携していきます。

(3) 住民組織

当町では、老人クラブ、女性団体等を中心とした高齢者とのふれあい事業等、いくつかの活動が展開されていますが、地域活動としては少ない状況にあります。

又、町内の郵便局では外務員が一人暮らしや老夫婦世帯宅に配達等をした際、異常があった場合は速やかに関連機関へ連絡するなどの協力体制を行っていますが、今後は社会福祉協議会のボランティア組織を中心として町内会の中に地域福祉を推進する取り組みを奨励し、地元消防団などと連携して高齢者等の生活を見守り、日常的な声かけや暮らしを支援する体制をつくるとともに、地域において、日中、老人が集会施設や野外等でレクリエーション等を独自に行ったり、住民主体の宅老所の設置や地域の児童・生徒等との交流を住民団体が企画し、それを行政が支援することにより、在宅及び認知症高齢者が安心して暮らせるような基盤づくりを促進することが重要です。

このため、従来の高齢者とのふれあい活動の支援を広げるとともに、町内会として地域に必要な福祉サービスの点検を実施したり、福祉講演会を開催するなど、自主的な取り組みの中から地域福祉の意識が高揚するよう推進していきます。

資 料 編

法令根拠

・老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一. 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 二. 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- 三. その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第1号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

・介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

- 第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、地帯なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

・地方自治法

第2条

- 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 老人福祉法、及び介護保険法に基づく計画策定を行うとともに、策定された計画の実施状況の点検と見直しについての協議を行うことにより、高齢者社会をめぐる重要な課題について、当町が目指すべき基本的な施策を定め、その策定と推進を図るため、厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に必要な調査と審議を行い、計画の進捗状況について分析検討をする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内とし次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱、選任する。

- (1) 社会福祉関係
- (2) 医療関係
- (3) 保健関係
- (4) 教育関係
- (5) 住民代表
- (6) 議会代表
- (7) 行政関係
- (8) その他関係団体

(任期)

第4条 委員は、計画策定から次期計画策定までの事業期間を設定し、その期間は原則3年とし再任を妨げない。

- 2 前項に関わらず、策定時期に変更があった場合については、次期計画策定が行われる当該年度の前年度末までを任期とする。
- 3 各関係団体委員の改選等により委員に変更がある場合は、改選後の団体の代表等へ委嘱するものとし、期間は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員名簿

関 連	代表団体名	氏 名
社会福祉関係	社会福祉協議会長	矢 口 俊 男
	特別養護老人ホームあっさぶ荘施設長	飴 谷 芳 春
	福祉委員協議会長	高 田 敏
	老人クラブ連合会長	土 田 楠 夫
医 療 関 係	国保病院長	村 上 英 之
	歯科医師	小 山 正 美
保 健 関 係	食生活改善推進協議会長	石 若 雅 子
教 育 関 係	教育委員会委員長代理	遠 藤 光 子
住 民 代 表		江 口 和 子
		杉 村 三 郎
		鈴 谷 洋 子
		佐 藤 征 勝
		船 瀬 一 徳
関 係 団 体	女性交流協議会長	瀧野澤 信 子
	町内会連絡協議会代表	松 島 忠 明
議 会 関 係	議会議長	細 畑 利 治
	産業厚生常任委員会委員長	中 山 俊 勝
行 政 関 係	総務政策課長	森 稔 彦